

平成 27 年度

沖縄県障害者自立支援協議会

日時：平成 28 年 2 月 12 日（金）

10：00～12：00

場所：県庁 6 階第 2 特別会議室

○沖縄県障害者自立支援協議会 運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
○沖縄県障害者自立支援協議会 構成員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

会 次 第

1 報告事項

(1) 沖縄県内の障害者福祉等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
① 障害者手帳の交付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
② 障害福祉サービスの利用者数・事業所数・サービス費の推移・・・・・・・・ 4
③ 障害者雇用の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
④ 特別支援学校の在学者数等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
⑤ 障害福祉施策の主な動向等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
⑥ 障害者相談支援事業の実施状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
⑦ まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

(2) 各圏域のアドバイザー及び福祉保健所の活動状況・・・・・・・・・・ 21

2 協議事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

(1) 各部会の活動報告及び平成 28 年度の活動計画・・・・・・・・・・ 34
① 相談支援・人材育成部会 活動報告・活動計画・・・・・・・・・・ 36
② 療育・教育部会 ” ”・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
③ 就労支援部会 ” ”・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
④ 住まい・地域支援部会 ” ”・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

(2) 権利擁護部会の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

3 その他意見交換等

沖縄県障害者自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

- 第1条** この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき設置する会合の運営に関して必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項に定める会合は、県内の障害児・者及びその家族に対する支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として、意見等を聴取する。

(会合の名称)

- 第2条** 前条に規定する会合は、沖縄県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(意見等聴取事項)

- 第3条** 県は、協議会の構成員となる者から、次に掲げる事項に関することについて意見等を聴取する。
- (1) 県内の地域自立支援協議会単位ごとの支援体制の整備方策に関すること。
 - (2) 相談支援従事者の人材確保・養成方法（研修会のあり方を含む）に関すること。
 - (3) 専門的分野における支援方策に関すること。
 - (4) 市町村基幹相談支援センター等機能強化事業及び沖縄県相談支援体制整備事業に関すること。
 - (5) 沖縄県全域における関係機関の連携強化、社会資源開発・改善に関すること。
 - (6) その他権利擁護の普及に関すること等。

(構成員)

- 第4条** 協議会の構成員は20名以内で、次の各号に掲げる者から構成する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 企業・不動産関係事業者
- (6) 障害者関係団体の代表者
- (7) 障害者等及びその家族
- (8) 市町村
- (9) 学識経験者
- (10) その他子ども生活福祉部長が必要と認める者

(期間)

- 第5条** 前条の規定により決定された者から第3条の規定に関する意見等を聴取する期間は、2年とする。
- 2 構成員は、再任することができる。

(会合の開催)

- 第6条** 協議会の開催は、子ども生活福祉部長が通知する。

(議事進行)

- 第7条** 協議会の議事進行は、子ども生活福祉部長が行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、子ども生活福祉部長は協議会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に協議会の議事進行を依頼することができる。

(部会)

- 第8条** 協議会は必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会の設置及び運営に必要な事項は、障害福祉課長が別に定める。

(個人情報の保護)

- 第9条** 協議会の委員、協議会及び部会に出席した者は、協議会において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

- 第10条** 協議会の運営にあたり必要となる庶務は、障害福祉課において行う。

(補則)

- 第11条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、子ども生活福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。（部長決裁）

附 則

この要綱は、平成26年4月3日から施行する。（部長決裁）

沖縄県障害者自立支援協議会 構成員名簿

平成26年3月6日～平成28年3月5日

	分野 (協議会設置運営要綱) (厚労省障害保健福祉部長通知)	氏名	所属・職名	備考
1	相談支援事業者	伊波 剛	社会福祉法人 五和会 地域生活支援事業所 うむさばる 相談支援専門員	
2		安里 宏之	NPO法人なちゅら福祉ネット 理事長	
3		久手堅 憲太	株式会社 hull house 相談支援センター ハルハウス 相談支援専門員	
4	障害福祉サービス事業者	小浜 ゆかり	NPO法人 わくわくの会 さぼーとせんたーi 所長	療育・教育部会 部会長
5		(調整中)		
6	保健・医療関係者	高良 幸伸	社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会 沖縄中部療育医療センター 院長	
7		中下 綾子	医療法人 天仁会 天久台病院 相談室 室長	
8	教育・雇用関係機関	大城 政之	県立島尻特別支援学校 校長	
9		城間 園子	県教育庁県立学校教育課 主任指導主事	
10		川村 浩樹	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄障害者職業センター 所長	
11		吉川 嘉朝	社会福祉法人 若竹福祉会 南部地区 障害者就業・生活支援センター長 社会就労センター長	
12	障害者等及びその家族	上里 一之	NPO法人 チーム沖縄 代表	
13	障害者関係団体の代表者	田中 寛	公益社団法人 沖縄県手をつなぐ育成会 理事長	
14		高橋 年男	公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会 事務局長	
15	市町村	内間 安研	沖縄市 健康福祉部障がい福祉課 課長	
16		下地 克浩	宮古島市 福祉部障がい福祉課 課長	
17	学識経験者	島村 聡	学校法人 沖縄大学 人文学部福祉文化学科 准教授	
18	圏域アドバイザー (北部)	安村 勤	(特)名護市障害者関係団体協議会 地域生活支援センターウェーブ 施設長	地域移行 ワーキング リーダー
19	(中部)	津波古 悟	(特)なちゅら福祉ネット 広域相談支援センターfit センター長	相談支援・ 人材育成部会 部会長
20	(南部)	溝口 哲哉	(福)若竹福祉会 地域生活支援センターEnjoy センター長	
21	(宮古)	清水 聡	(福)ムサアザ福祉会 地域生活支援センターさぼーと 施設長	
22	(八重山)	津嘉山 航	(株)ゆにばいしがき 管理者	就労支援部会 部会長
23	沖縄県	金城 武	沖縄県子ども生活福祉部 部長	
事務局				
	障害福祉課	山城 貴子	課長	
		渡久山 和之	地域生活支援班 班長	
		知念 秀紀	地域生活支援班 主査	
		安里 栄作	計画推進班 班長	
		崎原 かおり	計画推進班 主査	
		又吉 剛	事業指導支援班 班長	
		稲福 由紀子	事業指導支援班 主査	

1 報告事項

(1) 沖縄県内の障害者福祉等の状況

① 障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付数推移（年度末時点）

（単位：件、％）

身体障害者手帳

障害別	H24			H25			H26		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
視覚障害	4,629	51	1.1%	4,237	△ 392	-8.5%	4,163	△ 74	-1.7%
聴覚・平衡機能障害	7,883	190	2.5%	7,312	△ 571	-7.2%	7,494	182	2.5%
音声・言語・そしゃく機能障害	929	28	3.1%	818	△ 111	-11.9%	842	24	2.9%
肢体不自由	31,890	452	1.4%	29,398	△ 2,492	-7.8%	29,426	28	0.1%
内部障害	26,676	849	3.3%	25,417	△ 1,259	-4.7%	26,197	780	3.1%
心臓機能障害	17,869	591	3.4%	17,634	△ 235	-1.3%	18,206	572	3.2%
じん臓機能障害	5,371	138	2.6%	4,905	△ 466	-8.7%	5,052	147	3.0%
呼吸器機能障害	1,404	△ 7	-0.5%	1,032	△ 372	-26.5%	998	△ 34	-3.3%
ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1,741	92	5.6%	1,521	△ 220	-12.6%	1,568	47	3.1%
免疫機能障害	223	24	12.1%	245	22	9.9%	290	45	18.4%
肝臓機能障害	68	11	19.3%	80	12	17.6%	83	3	3.8%
等級不明等	30	18	150.0%	23	△ 7	-23.3%	24	1	4.3%
計	72,037	1,588	2.3%	67,205	△ 4,832	-6.7%	68,146	941	1.4%
（うち新規交付者件数:A）		(3,988)	-11.4%		(4,297)	7.7%		(4,297)	0.0%

※ 平成25年度については、那覇市交付分も含めた数字である。（平成25年4月から那覇市の中核市移行に伴い身障手帳業務を移管）

※ 平成25年度においては、市町村調査に基づく死亡報告（過去未報告者）に基づく台帳整理により大幅減となっている。

療育手帳

級別	H24			H25			H25		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
最重度・重度(A1、A2)	4,197	115	2.8%	4,409	212	5.1%	4,568	159	3.6%
中度・軽度(B1、B2)	8,934	400	4.7%	9,185	251	2.8%	9,649	464	5.1%
計(B)	13,131	515	4.1%	13,594	463	3.5%	14,217	623	4.6%

精神障害者保健福祉手帳

級別	H24			H25			H26		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
1級	5,044	570	12.7%	5,782	738	14.6%	6,377	595	10.3%
2級	11,450	836	7.9%	12,210	760	6.6%	13,141	931	7.6%
3級	2,831	287	11.3%	3,255	424	15.0%	3,595	340	10.4%
計(C)	19,325	1,693	9.6%	21,247	1,922	9.9%	23,113	1,866	8.8%
総計	104,493	3,796	3.8%	102,046	△ 2,447	-2.3%	105,476	3,430	3.4%
A+B+C		6,196	-2.0%		6,682	7.8%		6,786	1.6%

【出典】

身体・療育・福祉行政報告例

精神：沖縄県における精神保健福祉の現状（沖縄県保健医療部健康長寿課）

② 障害福祉サービスの利用者数・事業所数・サービス費の推移

障害者の増、対象者の拡大、障害福祉サービス等に係る制度改正等により、障害福祉サービス等に係る需要が増大し、利用者及び事業所が増加している。

○障害福祉サービス年度毎利用者数推移

H23. 10月時点	H24. 10月時点			H25. 10月時点			H26. 10月時点			過去3年 平均増加率
	利用者数	増減数	増加率	利用者数	増減数	増加率	利用者数	増減数	増加率	
10,645	16,649	6,004	36.1%	19,449	2,800	14.4%	21,808	2,359	10.8%	20.4%

○障害福祉サービス事業所数推移

H23年度末	H24年度末			H25年度末			H26年度末			過去3年 平均増加率
	事業所数	増減数	増加率	事業所数	増減数	増加率	事業所数	増減数	増加率	
970	1,372	402	29.3%	1,831	459	25.1%	2,071	240	11.6%	22.0%

※ただし、サービス毎にカウントしているため、多機能型(一つの事業所で複数のサービスを提供)はダブルカウントとなっている。

障害者の増、障害福祉サービス等に係る制度改正等により、障害福祉サービス等に係る需要が増大し利用者及び事業所も増加、サービス費も急激に増加している。

○障害福祉サービス費等の年度毎の推移

事業の分類		H24年度	H25年度	H26年度	平均伸び率	
I 障害福祉サービス費等合計③ (小計①+②)		22,070,672,025	24,460,468,435	26,564,288,713		
		14.6%	10.8%	8.6%	11.4%	
障害福祉サービス費	訪問系サービス	居宅介護	1,627,236,780	1,758,401,080	1,876,024,680	
			17.1%	8.1%	6.7%	10.6%
		同行援護	98,260,720	153,105,229	195,140,232	
			200.8%	55.8%	27.5%	94.7%
		行動援護	104,623,689	91,903,045	81,720,231	
			72.2%	-12.2%	-11.1%	16.3%
		910,943,704	994,445,079	1,041,955,640		
		31.5%	9.2%	4.8%	15.2%	
		0	0	0		
		2,741,064,893	2,997,854,433	3,194,840,783		
		26.0%	9.4%	6.6%	14.0%	
	訪問系サービスを除く介護給付費等	短期入所	347,665,470	420,000,211	464,608,878	
			23.0%	20.8%	10.6%	18.2%
		児童デイサービス	176,740,514	0	0	
			-90.2%	-100.0%		
		療養介護(医療を除く)	1,143,573,659	1,276,921,852	1,316,638,343	
			596.5%	11.7%	3.1%	203.8%
		生活介護	7,298,053,874	7,920,981,933	8,375,263,494	
			107.3%	8.5%	5.7%	40.5%
		共同生活介護(CH)	259,424,020	399,164,450	39,573,289	
			144.8%	53.9%	-90.1%	36.2%
		施設入所支援	2,634,686,663	2,939,400,242	3,053,033,046	
			190.5%	11.6%	3.9%	68.7%
		自立訓練(機能訓練)	53,465,357	54,975,223	72,359,024	
			-21.7%	2.8%	31.6%	4.3%
		自立訓練(生活訓練)	566,204,613	639,645,321	607,190,092	
			54.5%	13.0%	-5.1%	20.8%
		宿泊型自立訓練	189,743,078	188,857,189	186,066,882	
			166.2%	-0.5%	-1.5%	54.8%
就労移行支援		1,259,340,035	1,311,296,207	1,313,451,700		
	16.8%	4.1%	0.2%	7.0%		
就労移行支援(養成施設)	946,593	972,834	966,941			
	13.0%	2.8%	-0.6%	5.1%		
就労継続支援(A型)	818,398,882	1,215,984,313	1,638,037,739			
	72.3%	48.6%	34.7%	51.9%		
就労継続支援(B型)	3,706,541,231	4,464,041,111	5,123,167,436			
	32.9%	20.4%	14.8%	22.7%		
共同生活援助(GH)	570,432,717	630,373,116	1,179,091,066			
	37.4%	10.5%	87.0%	45.0%		
旧法施設支援	304,390,426	0	0			
	-94.0%	-100.0%				
	19,329,607,132	21,462,614,002	23,369,447,930			
	13.2%	11.0%	8.9%	11.0%		
II 相談支援給付費等合計 小計④		38,288,753	153,417,244	310,763,511		
相談支援給付費等	地域相談支援給付費	33,622,953	8,337,500	4,917,230		
			-75.2%	-41.0%	-58.1%	
	特例地域相談支援給付費	0	0	0		
	4,665,800	145,079,744	305,846,281			
		3009.4%	110.8%	1560.1%		
III 障害児相談支援給付費合計 小計⑤		5,215,600	34,709,500	79,561,952		
			565.5%	129.2%	347.4%	
障害児相談支援給付費		5,215,600	34,709,500	79,561,952		
			565.5%	129.2%	347.4%	
特別障害児相談支援給付費		0	0	0		
IV 障害児通所給付費等合計 小計⑥		2,453,885,139	3,411,425,045	4,379,447,634		
障害児通所給付費等	障害児通所給付費	2,441,345,648	3,394,531,075	4,364,242,974		
			39.0%	28.4%	33.7%	
	特別障害児通所給付費	0	0	0		
			39.0%	28.6%	33.8%	
	1,050,993	2,213,204	2,366,653			
		110.6%	6.9%	58.8%		
	11,488,498	14,680,766	12,838,007			
		27.8%	-12.6%	7.6%		
V その他 給付費等合計 小計⑦		576,042,781	598,380,510	607,792,282		
その他給付費等	高額障害福祉サービス費	831,950	2,225,232	2,442,925		
		226.1%	167.5%	9.8%	134.4%	
	特定障害者特別給付費	573,038,501	596,032,948	599,252,240		
		11.7%	4.0%	0.5%	5.4%	
	特例特定障害者特別給付費	763,770	122,330	6,097,117		
			-84.0%	4884.2%	2400.1%	
	小計	574,634,221	598,380,510	607,792,282		
	1,408,560	0	0			
サービス利用計画作成費						
	-84.2%	-100.0%	0.0%	-61.4%		
小計	1,408,560	0	0			
合計 (I~V)		25,144,104,298	28,658,400,734	31,941,854,092		
前年度比		27.0%	14.0%	11.0%	17.3%	

③障害者雇用の状況



沖縄労働局

Press Release

報道関係者 各位

平成 27 年 11 月 27 日

沖縄労働局 職業安定部

職業安定部長：松嶋 歩

職業対策課長：金城 成子

電話：098-868-3701

平成27年 障害者実雇用率(民間企業)2.29% 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新

～沖縄県内の障害者雇用状況報告の集計結果～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率)以上の障害者を雇うことを義務づけており、沖縄労働局では、同法の規定に基づき、沖縄県内の障害者の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日時点の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について報告を求めています。

このほど、その集計結果を取りまとめましたので公表します。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業> (法定雇用率 2.0%)

- ・ 実雇用率は、2.29% (前年 2.15%) と前年より 0.14 ポイント上昇し過去最高を更新
- ・ 実雇用率 2.29%は全国 6 位(昨年 7 位)
- ・ 雇用障害者数は 3,540.5 人(前年 3,218.0 人)と前年より 10.0%増加となり、過去最高を更新
- ・ 対象企業 871 社中、法定雇用率達成企業は 525 社、達成割合は 60.3%(前年 55.8%)

<県の機関等>

- ・ 県の機関 (法定雇用率 2.3%) → 実雇用率は、2.74%(前年 2.61%)
- ・ 県教育委員会 (法定雇用率 2.2%) → 実雇用率は、2.26%(前年 2.21%)

1 民間企業における雇用状況 (法定雇用率 2.0%)

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業 871 社(雇用率算定の対象となる 50 人以上規模の企業)に雇用されている障害者数は、3,540.5 人(前年 3,218.0 人)で、前年より 322.5 人(10.0%)増加し、過去最高を更新した。雇用障害者のうち、身体障害者は 2,202.0 人(対前年比 154.0 人 7.5%増)、知的障害者は 967.5 人(同 82.5 人 9.3%増)、精神障害者 371.0 人(同 86.0 人 30.2%増)といずれも前年より増加し、特に精神障害者の増加割合が大きくなった。
- ・ 実雇用率は、2.29%(前年 2.15%)と前年より 0.14 ポイント上昇した。平成 27 年の全国平均の実雇用

率は1.88%であり、全国平均の実雇用率を20年連続で上回っている。

- ・ 法定雇用率達成企業数は、525社(前年465社)と、前年より60社増加した。
- ・ 雇用率達成企業割合は60.3%(前年55.8%)と、前年より4.5ポイント上昇した。

(第1表)

○ 企業規模別の状況

- ・ 沖縄県の実雇用率2.29%を上回ったのは、「300～500人未満」の2.90%、「500～1,000人未満」の2.56%であり、「50～100人未満」「100～300人未満」「1,000人以上」については下回った。
- ・ 雇用率達成割合は、全ての企業規模において前年より上昇した。
- ・ 達成割合が高い企業規模は、「1,000人以上」の81.3%、「500～1,000人未満」の77.1%。
- ・ 達成割合が低い企業規模は、「50～100人未満」の51.1%となった。

(第2表)

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、前年に比べ雇用障害者数の増加幅が大きい業種は、「医療、福祉」が969.5人(前年834.0人)で135.5人増加、「卸売業、小売業」が696.5人(前年619.5人)で77.0人増加、「宿泊業・飲食サービス業」が187.5人(前年164.5人)で23.0人増加となった。
なお、「医療、福祉」及び「卸売業、小売業」の2業種で、全体の雇用障害者の47.0%を占めている。
- ・ 法定雇用率を上回る業種は、「生活関連サービス業、娯楽業」4.38%、「運輸業、郵便業」、「医療、福祉」2.69%、「複合サービス事業」2.63%、「製造業」2.36%、「電気・ガス・熱供給・水道業」2.15%及び「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」2.04%の8業種となった。

(第3表)

2 公的機関における在職状況 (法定雇用率2.3%、教育委員会2.2%)

障害者の雇用が義務づけられている公的機関は、県の機関が6機関、市町村の機関が53機関であった。

(1) 県の機関は、全ての機関で法定雇用率を達成した。

- ・ 県の5機関に在職している障害者の数は149.0人で、前年より6.5人増加した。
実雇用率は2.74%(前年2.61%)と前年より0.13ポイント上昇した。
- ・ 県教育委員会に在職している障害者の数は216.0人で、前年より7.0人増加した。
実雇用率は2.26%(前年2.21%)と前年より0.05ポイント上昇した。

(第4表)

(2) 市町村の機関

- ・ 市町村の機関に在職している障害者は287.5人で、前年より5.5人減少した。実雇用率は2.50%(前年2.51%)と前年より0.01ポイント低下した。53機関のうち、法定雇用率を達成した機関は47機関で、達成割合は88.7%であった。

(第5表)

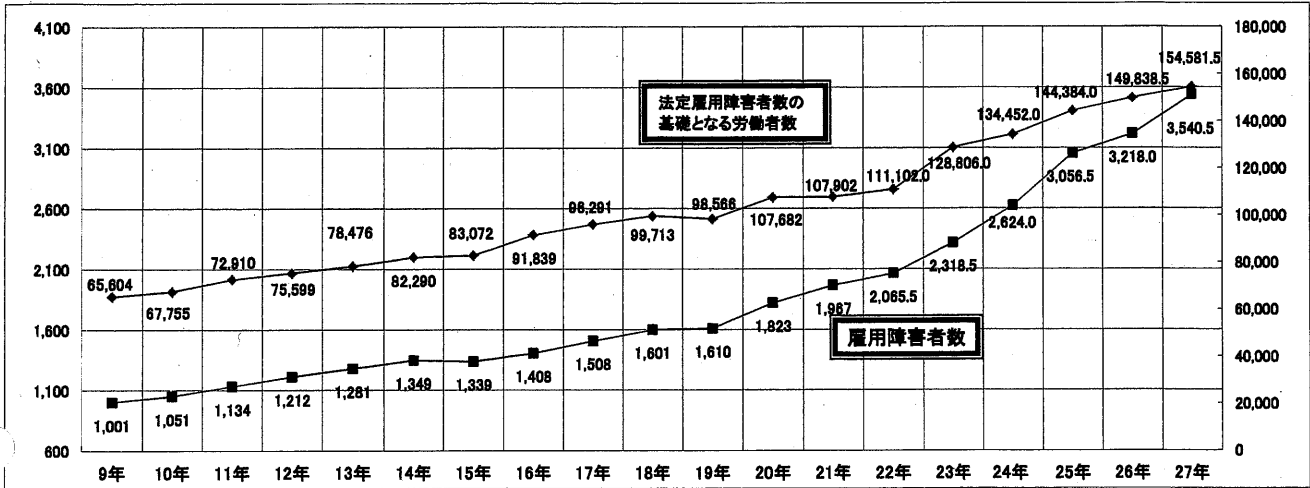
3 地方独立行政法人等における雇用状況 (法定雇用率2.3%)

- ・ 地方独立行政法人等4法人に雇用されている障害者の数は23.5人と、前年より1.5人増加した。実雇用率は2.29%(前年2.22%)で、前年より0.07ポイント上昇した。法定雇用率を達成した法人は3法人であった。

(第6表)

(1) 民間企業における雇用障害者の推移

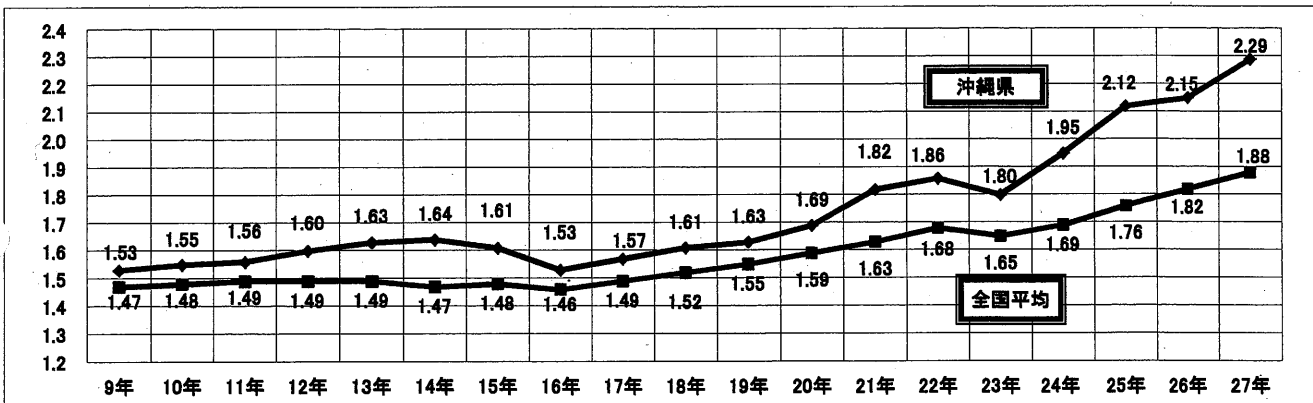
	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
雇用障害者数	1,001	1,051	1,134	1,212	1,281	1,349	1,339	1,408	1,508	1,601	1,610	1,823	1,967	2,065.5	2,318.5	2,624.0	3,056.5	3,218.0	3,540.5
法定雇用障害者数の基礎となる労働者数	65,604	67,755	72,910	75,599	78,476	82,290	83,072	91,839	96,291	99,713	98,566	107,682	107,902	111,102.0	128,806.0	134,452.0	144,384.0	149,838.5	154,581.5



(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引下げ等)があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

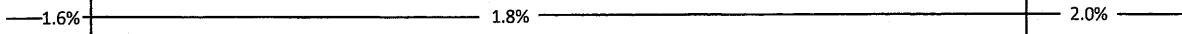
(2) 民間企業における障害者実雇用率の推移

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
全国	1.47	1.48	1.49	1.49	1.49	1.47	1.48	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88
沖縄	1.53	1.55	1.56	1.60	1.63	1.64	1.61	1.53	1.57	1.61	1.63	1.69	1.82	1.86	1.80	1.95	2.12	2.15	2.29



<法定雇用率> 平成10年7月

平成25年4月



(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引下げ等)があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

④特別支援学校の在学者等の状況

学校基本調査
(H27.5.1.現在)

6 特別支援学校

(1) 学校数及び学級数 (表20、表21)

学校数は17校(本校15校、分校2校)で前年度と同数である。

学級数は616学級で、前年度より15学級増加している。

表20 学校数

区分	計
平成23年度	(1) 16
24	(1) 16
25	(1) 17
26	(2) 17
27	(2) 17

表21 部別学級数

区分	計	幼稚部	小学部	中学部	高等部
平成23年度	565	12	221	140	192
24	559	10	221	141	187
25	580	9	222	153	196
26	601	11	230	161	199
27	616	11	232	164	209

※ () は学校数のうち、分校の数。

(2) 在学者数 (表22)

在学者数は2,183人(男子1,385人、女子798人)で前年度より38人増加した。

内訳をみると、幼稚部で7人減、小学部で21人増、中学部では増減なし、高等部で24人増となっている。

表22 学年別在学者数

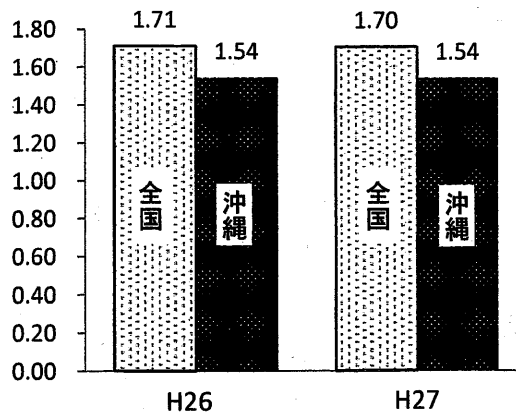
区分	計	幼稚部	小学部						中学部			高等部						
			計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	専攻科				
平成23年度	1,986	50	614	102	99	94	115	107	97	429	147	147	135	893	296	289	283	25
24	2,014	44	633	95	106	101	94	123	114	442	141	151	150	895	299	291	285	20
25	2,076	42	646	111	99	112	101	99	124	477	172	149	156	911	312	291	286	22
26	2,145	46	651	110	112	108	113	105	103	506	173	179	154	942	323	304	291	24
27	2,183	39	672	109	115	112	112	115	109	506	149	179	178	966	319	314	306	27

(3) 教員数 (図28)

本務教員数は、1,419人(男子578人、女子841人)で前年度より28人増加している。

1教員当たりの在学者数をみると、1.54人で全国と比較すると、0.16人少ない。

図28 1教員当たり在学者数(人)



小 学 校

表20 学級編制方式別児童数

区 分	計	単 式 学 級						複式学級		特 別 支 援 学 級								
		計	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	2 個 年 学	3 個 年 学	計	知的障害	肢不自由	体病虚弱	弱視	難聴	言語障害	情緒障害
平成26年度	98,511	95,547	16,411	16,149	15,460	15,776	15,749	16,002	984	—	1,980	1,102	10	3	—	11	61	793
平成27年度	99,115	95,827	16,688	16,321	15,977	15,398	15,707	15,736	954	—	2,334	1,147	21	2	—	11	75	1,078
国 立	638	638	105	105	105	102	110	111	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
私 立	1,180	1,180	242	231	199	182	185	141	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 立	97,297	94,009	16,341	15,985	15,673	15,114	15,412	15,484	954	—	2,334	1,147	21	2	—	11	75	1,078
国 頭 村	281	237	39	36	39	47	36	40	39	—	5	5	—	—	—	—	—	—
大 宜 味 村	150	75	25	17	9	—	—	24	74	—	1	1	—	—	—	—	—	—
東 宜 味 村	110	72	21	8	15	11	10	7	37	—	1	1	—	—	—	—	—	—
今 婦 仁 村	593	584	89	92	95	108	99	101	—	—	9	9	—	—	—	—	—	—
本 部 町	752	675	126	117	112	112	108	100	68	—	14	8	—	—	—	—	—	6
名 宜 護 市	4,154	3,952	729	668	667	651	621	616	61	—	141	63	—	—	3	—	—	75
宜 野 座 村	451	444	72	88	84	56	87	57	—	—	7	4	—	—	—	—	—	3
金 武 町	764	734	111	129	126	134	122	112	—	—	30	19	1	—	—	—	—	10
伊 江 村	237	232	34	37	31	46	41	43	—	—	5	5	—	—	—	—	—	—
伊 平 屋 村	106	90	11	14	19	16	19	11	14	—	2	2	—	—	—	—	—	—
伊 是 名 村	75	71	9	14	14	15	10	9	—	—	4	4	—	—	—	—	—	—
国 頭 計	7,673	7,166	1,266	1,220	1,211	1,196	1,153	1,120	288	—	219	121	1	—	—	3	—	94
恩 納 村	640	606	113	103	98	102	94	96	23	—	11	5	—	—	—	—	—	6
る ま 市	8,415	8,203	1,369	1,409	1,324	1,315	1,357	1,429	13	—	199	105	—	2	—	—	21	71
読 谷 村	2,844	2,804	466	477	463	435	494	469	—	—	40	19	3	—	—	—	—	18
嘉 手 納 町	924	910	153	161	150	151	143	152	—	—	14	9	—	—	—	—	—	5
沖 縄 市	9,873	9,608	1,620	1,607	1,557	1,546	1,625	1,653	—	—	265	129	1	—	—	—	4	131
北 谷 町	2,053	1,998	350	345	324	336	317	326	—	—	55	28	—	—	—	1	—	26
宜 野 湾 市	6,239	6,047	1,051	1,019	1,011	963	987	1,016	—	—	192	58	—	—	—	—	4	130
北 中 城 村	1,121	1,097	166	180	189	180	184	198	—	—	24	6	—	—	—	—	—	18
中 城 村	1,130	1,105	206	197	192	184	159	167	—	—	25	14	—	—	—	—	—	11
西 原 町	2,294	2,242	371	378	352	380	374	387	—	—	52	30	—	—	—	—	5	17
中 頭 計	35,533	34,620	5,865	5,876	5,660	5,592	5,734	5,893	36	—	877	403	4	2	—	1	34	433
浦 添 市	8,062	7,843	1,341	1,291	1,397	1,209	1,264	1,341	—	—	219	73	—	—	—	1	—	145
那 覇 市	19,930	19,411	3,274	3,198	3,243	3,205	3,268	3,223	—	—	519	258	12	—	—	3	4	242
久 米 島 町	480	426	79	65	66	75	67	74	40	—	14	12	2	—	—	—	—	—
南 大 東 村	87	84	13	21	14	14	11	11	—	—	3	3	—	—	—	—	—	—
北 大 東 村	37	12	5	7	—	—	—	—	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那 覇 計	28,596	27,776	4,712	4,582	4,720	4,503	4,610	4,649	65	—	755	346	14	—	—	4	4	387
豊 見 城 市	4,824	4,725	872	820	790	739	750	754	—	—	99	45	—	—	—	—	24	30
糸 満 市	4,230	4,127	706	729	677	669	674	672	—	—	103	58	—	—	—	3	2	40
南 城 市	2,849	2,783	487	502	480	419	472	423	7	—	59	39	—	—	—	—	—	20
与 那 原 町	1,317	1,289	230	236	221	198	203	201	—	—	28	13	—	—	—	—	—	15
南 風 原 町	2,832	2,748	492	461	489	436	431	439	—	—	84	35	—	—	—	—	11	38
八 重 瀬 町	2,007	1,981	386	317	332	304	315	327	—	—	26	18	—	—	—	—	—	8
渡 嘉 敷 村	45	22	13	9	—	—	—	—	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—
座 間 味 村	66	22	13	9	—	—	—	—	44	—	—	—	—	—	—	—	—	—
粟 国 村	36	9	3	6	—	—	—	—	26	—	1	1	—	—	—	—	—	—
渡 名 喜 村	19	10	6	4	—	—	—	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島 尻 計	18,225	17,716	3,208	3,093	2,989	2,765	2,845	2,816	109	—	400	209	—	—	—	3	37	151
宮 古 島 市	3,409	3,287	606	561	528	522	547	523	82	—	40	26	2	—	—	—	—	12
多 良 間 村	72	72	16	6	12	16	10	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮 古 計	3,481	3,359	622	567	540	538	557	535	82	—	40	26	2	—	—	—	—	12
石 垣 市	3,418	3,199	617	596	513	503	508	462	178	—	41	40	—	—	—	—	—	1
竹 富 町	280	130	36	40	30	17	5	2	148	—	2	2	—	—	—	—	—	—
与 那 国 町	91	43	15	11	10	—	—	7	48	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八 重 山 計	3,789	3,372	668	647	553	520	513	471	374	—	43	42	—	—	—	—	—	1

小学校の特別支援学級の在学者数は、2,334人で、前年度比で354人増加した。
 通級指導教室数は、小学校で38校、児童数617人で、対前年度比で1校増、32人減少した。

中 学 校

表35 学 級 編 制 方 式 別 生 徒 数

区 分	計	単 式 学 級			複 式 学 級			特 別 支 援 学 級							
		計	1 学 年	2 学 年	3 学 年	計	2 個 学 年	3 個 学 年	計	知的 障害	肢 体 不 自 在	病 弱 身 体 虚 弱	難 聴	言 語 障 害	情 緒 障 害
平成26年度	50,602	49,667	16,600	16,580	16,487	94	94	—	841	529	2	—	5	17	288
平成27年度	50,184	49,201	16,072	16,565	16,564	81	81	—	902	571	2	—	5	11	313
国 立	478	478	160	160	158	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
私 立	2,167	2,167	736	732	699	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 立	47,539	46,556	15,176	15,673	15,707	81	81	—	902	571	2	—	5	11	313
国 頭 村	150	149	40	58	51	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—
大宜味村	81	79	18	25	36	—	—	—	2	2	—	—	—	—	—
東 村	50	47	18	17	12	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—
今帰仁村	319	312	104	94	114	—	—	—	7	4	—	—	—	—	3
本 部 町	348	338	122	113	103	—	—	—	10	8	—	—	—	—	2
名 護 市	2,107	2,020	649	675	696	—	—	—	87	32	—	—	1	—	54
宜野座村	206	202	78	66	58	—	—	—	4	—	—	—	—	—	4
金 武 町	375	366	118	122	126	—	—	—	9	6	—	—	—	—	3
伊 江 村	142	138	43	43	52	—	—	—	4	4	—	—	—	—	—
伊平屋村	59	54	13	20	21	3	3	—	2	2	—	—	—	—	—
伊是名村	56	55	17	16	22	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—
国 頭 計	3,893	3,760	1,220	1,249	1,291	6	6	—	127	60	—	—	1	—	66
恩 納 村	304	287	104	88	95	8	8	—	9	4	—	—	—	—	5
うるま市	4,312	4,234	1,404	1,378	1,452	7	7	—	71	57	—	—	2	1	11
読 谷 村	1,539	1,513	471	538	504	—	—	—	26	15	—	—	—	—	11
嘉手納町	498	492	156	164	172	—	—	—	6	3	—	—	—	—	3
沖 縄 市	5,049	4,971	1,641	1,620	1,710	—	—	—	78	63	—	—	—	1	14
北 谷 町	1,085	1,071	367	362	342	—	—	—	14	8	—	—	1	—	5
宜野湾市	2,992	2,942	942	1,024	976	—	—	—	50	26	—	—	—	—	24
北中城村	505	495	165	162	168	—	—	—	10	10	—	—	—	—	—
中 城 村	465	453	144	147	162	—	—	—	12	12	—	—	—	—	—
西 原 町	1,143	1,123	380	387	356	—	—	—	20	13	—	—	—	3	4
中 頭 計	17,892	17,581	5,774	5,870	5,937	15	15	—	296	211	—	—	3	5	77
浦 添 市	3,972	3,901	1,289	1,309	1,303	—	—	—	71	37	—	—	—	—	34
那 覇 市	9,320	9,132	2,951	3,094	3,087	—	—	—	188	107	1	—	1	2	77
久米島町	266	255	70	87	98	—	—	—	11	11	—	—	—	—	—
南大東村	37	37	14	12	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北大東村	24	24	6	6	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那 覇 計	13,619	13,349	4,330	4,508	4,511	—	—	—	270	155	1	—	1	2	111
豊見城市	2,200	2,155	687	763	705	—	—	—	45	30	—	—	—	—	15
糸 満 市	2,041	1,999	667	688	644	—	—	—	42	27	—	—	—	4	11
南 城 市	1,395	1,374	438	464	472	—	—	—	21	15	—	—	—	—	6
与那原町	618	608	190	215	203	—	—	—	10	6	—	—	—	—	4
南風原町	1,330	1,304	409	456	439	—	—	—	26	17	—	—	—	—	9
八重瀬町	942	924	322	319	283	—	—	—	18	10	—	—	—	—	8
渡嘉敷村	16	16	5	5	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
座間味村	27	21	6	11	4	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—
栗 国 村	21	21	9	10	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
渡名喜村	10	4	—	—	4	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—
島 尻 計	8,600	8,426	2,733	2,931	2,762	12	12	—	162	105	—	—	—	4	53
宮古島市	1,746	1,717	565	551	601	4	4	—	25	18	1	—	—	—	6
多良間村	74	74	30	16	28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮 古 計	1,820	1,791	595	567	629	4	4	—	25	18	1	—	—	—	6
石 垣 市	1,570	1,539	486	521	532	11	11	—	20	20	—	—	—	—	—
竹 富 町	108	81	29	19	33	27	27	—	—	—	—	—	—	—	—
与那国町	37	29	9	8	12	6	6	—	2	2	—	—	—	—	—
八 重 山 計	1,715	1,649	524	548	577	44	44	—	22	22	—	—	—	—	—

中学校の特別支援学級の在学者数は、902人で、前年度比で61人増加した。
 通級指導教室数は、中学校で6校、生徒数27人で、対前年度比で学校数は4校増、生徒数は42人増加した。

○気になる子の有所見率について

気になる子の有所見率は、1歳6か月児で5%後半で推移している。
3歳児で5%台で推移してきたが、平成26年度は7.1%と高くなった。

◆ 1歳6か月児

単位：人、%

年度	事項	精神発達(延)人数 (発達が気になる1歳6か月児の数)	1歳6か月児 受診者数	1歳6か月児 有所見率
H22		786	14,480	5.4
H23		873	14,767	5.9
H24		914	15,146	6.0
H25		824	14,706	5.6
H26		827	14,384	5.7

※ 有所見率(%) = 精神発達(延) / 受診児全数 × 100

◆ 3歳児

単位：人、%

年度	事項	精神発達 (延)人数	言語発達遅滞 (延)人数	合計数 (発達が気になる 3歳児の数)	3歳児 受診者数	3歳児 有所見率
H22		387	340	727	13,691	5.3
H23		416	342	758	14,095	5.4
H24		418	343	761	14,225	5.3
H25		495	372	867	14,613	5.9
H26		452	570	826	14,401	5.7

※ 有所見率(%) = (精神発達(延) + 言語発達遅滞(延)) / 受診児全数 × 100

⑤ 障害福祉施策の主な動向等

1 障害者総合支援法施行3年後の見直しについて

障害者総合支援法(H25.4施行)の附則で規定されている3年後の見直しについて、社会保障審議会障害者部会が今後の取組についてまとめた。主なポイントを挙げる。

(1) 常時介護を要する障害者等に対する支援

- 入院中も医療機関で重度訪問介護により、一定の支援を受けられるよう見直すべき
- サービスの従業者資格を引き上げ、熟練従業者による実地研修の実施を促進すべき

(2) 障害者等の移動の支援

- 障害者等の通勤・通学等に関する移動支援については、「合理的配慮」の対応、教育政策や労働政策との連携を総合的に進めていくべき
- 医療機関に入院中の外出・外泊に伴う移動支援については、障害福祉サービス(同行援護、行動援護、重度訪問介護)が利用できることを明確化すべき

(3) 障害者の就労支援

- B型は、高工賃を実現している事業所を適切に評価等し、メリハリをつけるべき
- A型は、就労の質を高めた適切な事業運営のため、運営基準の見直し等を行うべき

(4) 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

- 相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、実地研修の実施を含めた研修制度の見直しや指導的役割を担う人材(主任相談支援専門員(仮称))の育成を行うべき
- 2次判定の引上げ割合に地域差が見られるので、必要な改善策を検討すべき

(5) 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

- 「意思決定支援ガイドライン(仮称)」を作成して普及を図り、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムの中にも位置付けるべき
- 障害福祉サービスの要素として「意思決定支援」が含まれる旨を明確化すべき

(6) 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

- 小規模町村で、都道府県や他市町村による事業補完・代替実施の取組を進めるべき
- 失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象であることを明確化すべき

(7) 精神障害者に対する支援について

- 短期入所について、医療との連携を強化すべき
- 地域移行に向けたサービスの体験利用の活用を推進すべき

(8) 高齢の障害者に対する支援の在り方について

- 現行の介護保険優先原則を維持することは一定の合理性
- 障害福祉制度と介護保険制度の今後の在り方を見据えた議論を行うべき
- 障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくするの見直しを行うべき
- 相談支援専門員と介護支援専門員の両方の資格が有しやすい方策を講じるべき

(9) 障害児支援について

- 重度の障害等のために外出が困難な障害児に対して必要な支援を提供するため、自宅を訪問して発達支援を実施する方策を講じるべき
- 重症心身障害児に当たらない医療的ケア児について、障害児に関する制度の中で明確に位置付け、必要な支援を推進すべき

(10) その他の障害福祉サービスの在り方等

- 事業所の情報(事業内容、第三者評価の状況等)を公表する仕組みを設けるべき
- 自治体が実施する事業所等への指導事務を効果的・効率的に実施できるよう、当該事務を適切に実施することができる民間法人への委託を可能とすべき

2 サービス等利用計画利用計画の進捗について

サービス等利用計画は、平成27年4月からは障害福祉サービス等の全ての支給決定に先立ち作成することとなっている。

① 計画相談実績（平成27年度）

		9月末	12月末
障害者総合支援法分（障害者）	（沖縄県）	88.0%	92.5%
〃	（全国平均）	84.6%	
児童福祉法分（障害児）	（沖縄県）	90.4%	96.1%
〃	（全国平均）	88.7%	

② 課題等

- ・平成27年12月末でも100%を達成できていない状況である。
- ・市町村で実績に差があり、市部で達成率が80%後半～90%前半のところが多く、全体の達成率を押し下げている。
- ・平成27年度中に、達成率の低い市町村の状況を把握する必要がある。

平成27年12月までの計画相談実績

(別紙)

都道府県名 沖縄県

- ※1 平成27年12月末の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数（なければ直近の数字）
 - ※2 平成27年12月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数（市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数。介護保険法のケアプランにより支給要否決定を行っている者についても作成済人数を含む。）
 - ※3 平成27年12月末の障害児通所支援の受給者数（なければ直近の数字）
 - ※4 平成27年12月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数（市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数）
- なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上すること。

No.	市区町村名	障害者総合支援法分					児童福祉法分				
		障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済み人数 b (※2)	bのうちセルフプラン	bのうち代替プラン	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c (※3)	計画作成済み人数 d (※4)	dのうちセルフプラン	dのうち代替プラン	達成率 d/c (%)
	(合計)	14,332	13,252	153	90	92.5%	3,820	3,671	89	1	96.1%
472018	那覇市	2,963	2,696	62	0	91.0%	808	758	25	0	93.8%
472051	宜野湾市	808	731	7	0	90.5%	296	286	0	0	96.6%
472077	石垣市	510	506	12	0	99.2%	136	136	1	1	100.0%
472085	浦添市	947	865	24	0	91.3%	308	298	41	0	96.8%
472093	名護市	556	494	10		88.8%	156	143	3		91.7%
472107	糸満市	627	627	0	0	100.0%	165	165	0	0	100.0%
472115	沖縄市	1,536	1,384	6	72	90.1%	460	441	16	0	95.9%
472123	豊見城市	496	428	14	3	86.3%	154	149	0	0	96.8%
472131	うるま市	1,570	1,447	0	0	92.2%	388	371	0	0	95.6%
472140	宮古島市	690	671	9	0	97.2%	83	83	0	0	100.0%
472158	南城市	370	354	0	1	95.7%	89	87	0	0	97.8%
473014	国頭村	67	67	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
473022	大宜味村	55	55	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
473031	東村	40	39			97.5%	0	0	0	0	
473065	今帰仁村	118	109	0	0	92.4%	19	16	0	0	84.2%
473081	本部町	172	169	2	0	98.3%	33	31	1	0	93.9%
473111	恩納村	95	80	0	0	84.2%	29	28	0	0	96.6%
473138	宜野座村	34	17			50.0%	24	15	0	0	62.5%
473146	金武町	149	149	0	0	100.0%	50	49	0	0	98.0%
473154	伊江村	41	39	0	0	95.1%	1	1			100.0%
473243	読谷村	366	363	0	0	99.2%	99	98	1	0	99.0%
473251	嘉手納町	147	139	0	0	94.6%	32	32	0	0	100.0%
473260	北谷町	286	283	0	0	99.0%	91	91	0	0	100.0%
473278	北中城村	140	140	0	0	100.0%	43	43	0	0	100.0%
473286	中城村	175	171	0	0	97.7%	48	48	0	0	100.0%
473294	西原町	370	310	2	0	83.8%	83	80	0	0	96.4%
473481	与那原町	160	160	0	0	100.0%	45	45	0	0	100.0%
473502	南風原町	332	332	0	0	100.0%	107	107	0	0	100.0%
473537	渡嘉敷村	5	3	0	0	60.0%					
473545	座間味村	3	2	1	1	66.7%	1	1	1	0	100.0%
473553	粟国村	9	9		9	100.0%					
473561	渡名喜村	3	1	0	0	33.3%					
473570	南大東村	8	4	0	4	50.0%					
473588	北大東村	0	0	0	0		0	0	0	0	
473596	伊平屋村	8	8	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
473600	伊是名村	20	20	0		100.0%	1	1	0	0	100.0%
473618	久米島町	92	56	0	0	60.9%	1	1	0	0	100.0%
473626	八重瀬町	322	286	1	0	88.8%	57	54	0	0	94.7%
473758	多良間村	3	3	3	0	100.0%	0	0	0	0	
473812	竹富町	23	22	0	0	95.7%	2	2	0	0	100.0%
473821	与那国町	16	13	0	0	81.3%	1	1	0	0	100.0%

メ モ

⑥障害者相談支援事業の実施状況等（平成27年4月1日時点） ※括弧書きは前年度数値

1 障害者相談支援事業（市町村）

- ① 全市町村が事業を実施している（平成26年度も同様）。
- ② 実施方法は、直営のみが29%（27%）、委託を含む市町村が71%（73%）。
- ③ 実施方法について、全市町村が3障害に対応している（平成26年度も同様）。
- ④ 対応日・時間について、24時間対応は15%（15%）、24時間365日対応は2%。（5%）

2 地域生活支援事業（居住サポート事業、成年後見制度利用支援事業）（市町村）

- ① 居住サポート事業は17%（17%）が実施。
- ② 成年後見制度利用支援事業は46%（46%）が実施。

3 指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所等（平成27年4月1日時点）

- ① 指定特定・指定障害児相談支援事業所数は109（81）事業所。
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は23%・25事業所（51%・41事業所）。
- ② 指定一般相談支援事業所数は44（42）事業所。
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は45%・20事業所（62%・26事業所）。
- ③ 指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の数は266（148）人。
- ④ 平成18年度から平成26年度までの間の相談支援従事者初任者研修（5日間過程）の修了者は、1,053人である。
- ⑤ 上記実績から、相談支援専門員の定着率は、25.3%である。

4 相談支援従事者初任者研修

平成18年度から平成26年度までの間の、相談支援従事者初任者研修等修了者の合計は、2,962人である。

5 自立支援協議会

- ① 現在、市町村の80%（33市町村）が設置。
そのうち30%・10市町村が平成26年度中に協議会・定例会を開催していない（平成25年度は、49%・20市町村）。

6 相談支援体制整備事業について

- ① 全国で、81%・38都道府県（87%・41都道府県）が事業を実施しており、1都道府県あたりの平均人数は8.4名（10.4名）である。
- ② 沖縄県では、圏域ごとに1名ずつアドバイザーを配置している。

7 基幹相談支援センターについて

- ① 全国で24%（21%）にあたる429市町村・309箇所（367市町村・276箇所）が設置
そのうち、委託による設置は74%（70%）
- ② 県内の設置市町村は、22%・9市町村（12%・5市町村）である。
そのうち、委託による設置は44%（40%）

⑦まとめ（沖縄県内の障害者福祉等の状況）

ア 障害者手帳の交付状況（平成26年度末）

- ・ 3手帳（身体・知的・精神）の交付数は105,476件、対前年度3,430件、1.6%増
- ・ 精神障害者福祉手帳の対前年度増加が1,866件、8.8%と際立って高い。

イ 障害福祉サービスの利用者数・事業所数、サービス費の推移

- ・ 障害者の増、障害福祉サービス等に係る制度改正等により、障害福祉サービス等に
係る需要が増大し利用者及び事業所も増加、サービス費も急激に増加している。
- ・ 利用者数 26.10.時点 21,808人（対前年度 2,359人、10.8%、3か年平均 20.4%増）
- ・ 事業所数 26年度末 2,701カ所（対前年度240カ所、11.6%、3か年平均 22.0%増）
- ・ 事業費 26年度 319億4,185万円（対前年32億8,345万円、11.0%、3か年平均 17.3%増）

ウ 障害者雇用の状況

- ・ 民間企業（法定雇用率2.0%）の実雇用率は、2.29%（前年2.15%）と0.14ポイント
の上昇で、過去最高の数値（全国6位）
- ・ 雇用障害者数も3,540.5人（前年3,218.0人）と10.0%増加となり、過去最高の数値
- ・ 雇用障害者のうち、
身体障害者は、2,202.0人（対前年比154.0人、7.5%増）
知的障害者は、967.5人（ " 82.5人、9.3%増）
精神障害者は、371.0人（ " 86.0人、32.2%増）といずれも増加
特に精神障害者の増加割合が高い状況が続いている。

エ 特別支援学校の在学者数等の状況

- ・ 特別支援学校の在学者は、2,183人で対前年比 38人増加
- ・ 特別支援学級の在学者数は、3,236人で対前年比 415人増加
- ・ 特別支援学校では、医療的ケアの実施が必要な児童生徒が増加している。
（H24 58人、H25 68人、H26 75人、H27年度 82人）
- ・ 特別支援学級では、情緒障害の増加率が高い。
- ・ 気になる子の有所見率は、1歳6か月児で5.7%（827人）、3歳児は5.7%（826人）
- ・ 特別支援学校高等部の卒業生に占める就職者の割合は、26.3%で、8.1ポイントの大幅増

オ 障害者福祉施策の主な動向等（障害者総合支援法施行3年後の見直し）

- ・ 入院中も医療機関で重度訪問介護により、一定の支援を受けられるよう見直すべき
- ・ 障害者等の通勤・通学等に関する移動支援については、「合理的配慮」の対応、教育政策や労働政策との連携を総合的に進めていくべき
- ・ B型は、高工賃を実現している事業所を適切に評価等し、メリハリをつけるべき
- ・ A型は、就労の質を高めた適切な事業運営のため、運営基準の見直し等を行うべき
- ・ 主任相談支援専門員（仮称）の育成を行うべき
- ・ 障害福祉サービスの要素として「意思決定支援」が含まれる旨を明確化すべき
- ・ 現行の介護保険優先原則を維持することは、一定の合理性がある
- ・ 障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする見直しを行うべき
- ・ 重症心身障害児に当たらない医療的ケア児について、障害児に関する制度の中で明確に位置付け、必要な支援を推進すべき
- ・ 自治体を実施する事業所等への指導事務を、民間法人への委託を可能とすべき

カ 障害者相談支援事業の実施状況等

- ・相談支援専門員の定着率は25.3%で、6.8ポイント増だが、研修修了者で依然として従事しない者が多い。
- ・現在、市町村 80（33 市町村）が自立支援協議会を設置
- ・協議会・定例会の未設置・未開催の市町村が 18 あり、活性化の働きかけが必要
- ・サービス等利用計画の進捗は、H27.12末現在、障害者92.5%、障害児96.1%となっており、いまだ100%に達しておらず、市部で低いところがある。

(2) 各圏域におけるアドバイザー及び福祉保健所の活動状況

<北部圏域>

1 相談部会

(1) 活動状況

- ① 相談支援専門員の不足及び人材育成・資質向上について：市町村及び相談支援専門員を対象に、フォローアップ連絡会（7月、10月、1月、3月）を実施。情報共有や事例検討を通じた連携強化・ケアマネジメント強化などを通し、北部圏域全体における相談支援専門員等のスキルアップに取り組んだ。
- ② 各市町村における相談支援体制の状況を共有し、市町村協議会相談部会設置への働きかけ等の取組みを行った。（2離島以外の7市町村に相談部会が設置された。）
- ③ 地域移行・定着支援の情報交換・課題整理等共有の場（テーブル）づくりを市町村へ促した。

※本部町 今帰仁村 国頭村 大宜味村 東村（予定）伊江村（予定）

上記6町村に（予定含む）地域連携会が設置された。（相談部会ワーキングとして）

(2) 課題等

- ① 相談支援専門員のフォローアップ、資質向上が必要。
- ② 相談支援体制（委託相談・計画相談）の役割を市町村も含めて状況確認し、現状に合わせた仕組み・ルール作り、困難事例（虐待事例等）における委託相談事業所の活用方法について検討が必要。また、きめ細かいモニタリングの実施及び相談支援専門員増員のための提案が必要。
- ③ 地域移行・定着支援利用者が少ないことについて、相談支援専門員も含めた協働、情報の共有を行うことが必要（住まい・暮らし部会との連動）。
- ④ 引き続き、市町村自立支援協議会の活性化への取組みが必要。

2 就労部会

(1) 活動状況

- ① 就労支援事業所のスキルアップについて：サービス管理責任者を対象とした研修会（11月）を実施。また、就労移行支援事業所利用者の職場体験実習を行政機関で行えるよう、事業所へのニーズ調査（8月）を行い、市町村とマッチングを行った。
- ② 就労支援事業所の情報提供について：北部圏域就労支援事業所のリーフレットを北部福祉保健所HPへ掲載した。また、同リーフレット中の各事業所情報紹介ページ「物品販売製品」欄に記載されている物品を、市町村がどの程度購入しているか等の状況を専門部会にて確認した。
- ③ 特別支援学校卒業生の就労継続支援B型事業所利用について：北部圏域の特別支援学校（2校）及び就労移行支援事業所に意見照会を行い、今年度の特別支援学校卒業生の人数や、就労移行支援事業所のアセスメント受入可能人数等の調査を行った。

(2) 課題等

- ① サービス管理責任者のスキルアップが必要。行政機関における職場体験実習については、利用者本人の状況等を踏まえ、各事業所で個別に行い実施に至ることが必要。

- ② 就労支援事業所の情報提供については、前年度からの課題である市町村ホームページへのリンク及び保護者へのペーパー配布が行えていないため、経費や印刷方法等の検討が必要。また、各市町村において、各福祉サービス事業所から優先的に調達できる物品の内容等を共有する必要がある。
- ③ 各市町村がどのような流れで相談者を就労継続B型事業所につなげるか等を関係機関全体で共有し、特別支援学校卒業生がスムーズに事業所を利用出来るようにすることが必要。また、相談部会や療育・教育部会との情報共有も必要。

3 住まい・暮らし部会

(1) 活動状況

- ① 地域移行・地域定着支援体制整備について：関係機関の連携強化と相互理解を深めるため、医療機関、北部福祉保健所の保健、福祉班の協働、委託相談支援事業所の実務者の参加による地域支援者連携会（7月、9月、11月）を実施。また、随時、市町村協議会にて取り組む受け皿づくりの状況を共有。その他、精神障害者への理解及び受け皿作りを目的とした地域移行研修会（12月）を実施。
- ② 北部圏域移動支援体制の整備について：移動支援体制整備については、北部広域市町村事務組合の事業との連携を図り調整を行った。

(2) 課題等

① 資源開発の必要性

退院後の地域の受け皿づくりに関する取組を具体的に行う必要がある

- ・ 長期在院者のニーズ把握
- ・ GHなど居住サービスの不足
- ・ ご家族の高齢化
- ・ 自宅退院希望者への訪問
- ・ 居宅介護サービスの集中と不足

② 支援体制の強化、人材育成の必要性

実務者を対象とした支援体制の構築及び啓蒙啓発活動の企画、実施

- ・ 多機関での連携強化、支援体制の整備について検討
- ・ 課題共有のための場づくり
- ・ 人材育成を目的とした研修を協働で企画し実施

③ 相談部会との連携

地域移行・定着支援利用者が少ないことについて、相談支援専門員も含めた協働、情報の共有を行うことが必要

※各市町村協議会にて「地域移行連携会」が相談部会ワーキングとして位置づけられている

- ④ 平成 25 年度沖縄県精神障害者地域移行希望調査における退院希望者への市町村の取り組みについて情報共有が必要
 - ・ 市町村障害福祉計画との連動
 - ・ 追跡調査の共有

- ⑤ 移動支援体制について、各市町村及び移動支援委託先の事業所から圏域の課題を再度確認し、好事例に関する情報共有及びモデル地区の選定等により具体的に課題整理を進める必要がある。

4 療育・教育部会

(1) 活動状況

- ① 発達障害児者体制整備について（重点支援地区：国頭村）：福祉・保健・教育関係者のネットワークづくりによる移行期支援の連携強化を目的とし、関係者にて集い、作業部会（7月、12月、2月※予定）を行った。重点支援地区での取組みは、3年目となる今年度を最終年度とし、次年度から村子ども部会に機能を移すことで進めている。重点支援地区での取組みとして、1年目は多職種で会議を重ね、村の既存事業（事後教室等）の相談をできる場となることで、村の実情にあった形にシフトして事業展開したこと、2年目は村で発達障害をテーマに研修会を開催、3年目は教育分野と一緒に事例検討をし、国頭村子どもの育ちを支える支援体制図の作成（2月の作業部会にて取組予定）を行ってきた。また、作業部会における取組等から得られたニーズに基づき支援者向け研修会（2月）を予定しており、上記の内容を圏域療育・教育部会において他市町村と共有を図った。
- ② 重度心身障害児者体制整備について：北部圏域において、在宅障害児の居宅支援事業の利用が少ない状況があるが、保護者からのニーズがある状況を踏まえ、その状況や実際の支援方法を共有するため、居宅介護事業所及び訪問看護事業所の報告会（ネットワーク会議：10月）を実施。

(2) 課題等

- ① 発達障害児者体制整備において、ライフステージごとの支援機関における課題に違いがあることから、部会において同じ方向性を見いだすことが必要。また、活用できる事業（療育等支援事業等）の周知及び保護者支援（ペアレント・プログラムの活用、親の会の設立等）の充実が課題となっている。
- ② 重症心身障害児者の災害時支援について、市町村とともに意識を高められるような取組みが必要。また、新規事業（在宅小児慢性特定疾病児等レスパイト・介護者派遣事業）の周知及び重度心身障害児者に対する理解や支援機関の増に向けた体制整備が必要。

<中部圏域>

1 中部圏域自立支援連絡会議（開催状況/年2回）

(1) 活動状況

- ①第1回会議(7月)においては、本年度活動予定(市町村・圏域の各部会)およびサービス等利用計画の策定状況について等を中心に意見及び情報交換を実施。
- ②第2回会議(3月)においては、本年度活動報告(市町村・圏域の各部会)および平成28年度の自立支援連絡会議運営体制や連携についての意見交換を予定。

(2) 課題等

- ①自立支援連絡会議の運営や体制についての要綱を含めた見直し、および市町村自立支援協議会と圏域各部会との連携について次年度に向けて見直しを要する。
- ②第1回会議において、地域からは児童支援における連携体制作りが必要ではないか、住宅確保が困難な方への支援に必要な社会資源についての整理や受け皿作りの必要性があるのではないか、困難事例に際しての保健所と地域の連携について見直しが必要ではないか等の意見があった。

2 療育・教育部会（開催状況：部会/5回、発達WG/6回、性WG/3回、コア会議/1回）

(1) 活動状況

- ①部会においては、ワーキンググループにおける活動報告の確認および情報共有を実施。また、ペアトレ研究会による勉強会(5月、相談支援部会と合同)、研修会の企画(11月、発達障がい児支援および家族支援に関する研修/圏域別研修として)を実施。
- ②発達障害ワーキンググループにおいては、事例検討、および教育と福祉の協働の必要性についてニーズと課題の整理を実施。また、「おうち化と社会化」をテーマにネットワーク会議における研修(9月)を企画し実施。
- ③性教育ワーキンググループにおいては、部会構成員の地域への派遣について継続。性の課題となる前のキャッチの仕方や受け皿について必要との点や、性の課題としてではなく対人関係の課題等が背景にあるのではないかとの意見交換がされた。

(2) 課題等

- ①福祉と教育の連携や重複する課題についての整理に際して、教育の領域における実態についての基礎理解や情報が不足しているため検討に向けて構成員の見直しや情報を交換していけるよう工夫が必要(発達障がいワーキンググループ)。
- ②「性の課題」として顕在化する前のインテーク場面における相談員等による受け止めや対応が重要ではないか、相談員が受け止めたことを抱え込まないようなテーブル作り(市町村協議会における部会等の設置)が必要ではないか、という点での勉強会や研修会が必要との意見が挙がっている。

3 就労部会（開催状況：部会/4回、一般就労WG/6回、福祉就労WG/3回、コア会議1回）

(1) 活動報告

- ①部会においては、検討を要する事項や課題についてテーマや領域が多岐に渡ったため、第2回会議(6月)において課題について一般就労と福祉就労の両ワーキンググループに分けて会議を開催することとなり、ワーキンググループの活動報告と課題の整理状況確認を実施。
- ②一般就労ワーキンググループ(H27.7月～)においては、市町村自立支援協議会における就労部会立ち上げに向けた情報発信を目的とした研修の企画および実施(11

月、3月)を中心として運営。

- ③福祉就労ワーキンググループ(H27.8月～)においては、当初直B問題や相談支援専門員とのタイアップ研修について検討予定であったが、各課題の解決に向けた取り組みとして地域における就労におけるネットワーク作りが必要という見解となったため、市町村自立支援連絡会議の部会立ち上げに向けた仕掛けづくりに焦点化。イベントの企画運営を通じた地域の核となる人材確保の方法となった。

(2) 課題等

- ①市町村自立支援協議会における就労部会の設置に向けた情報発信を続けているが、設置に至っていない市町村も多いため、今後の働きかけかたについて見直しや工夫を続けていくことが必要。

4 住まい地域支援部会(開催状況:部会/4回、移行・定着WG/4回、権利擁護WG/3回)

(1) 活動報告

- ①部会においては、ワーキンググループにおける活動報告の確認および情報共有を実施。
- ②地域移行・定着支援ワーキンググループにおいては、第1回(8月)に圏域内11市町村および6医療機関に対し「沖縄県精神障害者地域移行等希望調査に係るその後の支援状況についてのアンケート調査」の追跡アンケートを実施。第2回以降は構成員を組み替え、コーディネーター派遣事業(平成27年度開始事業)におけるコーディネーターに求める役割についての意見交換、研修の企画(1月)を実施。
- ③権利擁護ワーキンググループにおいては、地域における困難事例の受け皿としての連携や差別解消法施行に向けた制度理解の研修に向けた意見交換を行った。

(2) 課題等

- ①地域移行・定着支援のサービスについて、活用されない状態(制度が分からず使われないため事業所・市町村ともに利用しづらいという悪循環)があることや実際にどの程度利用があるのか実態が見えない、制度の対象者について共通理解や定義が不十分であること等意見が挙がった。
- ②地域移行に際し、住居の確保や保証人問題等の課題について取り組みの進む市町村もあるが、情報共有や社会資源の整理・整備・情報共有が必要との意見が挙がった。

5 相談支援部会(開催状況:部会/5回、当事者ワーキンググループ/1回、コア会議/1回)

(1) 活動状況

- ①部会においては、当事者ワーキンググループの立ち上げ、ペアトレに関する市町村での取り組みについての情報共有を実施。「サービス管理責任者が相談員に期待すること」と題して研修を企画し実施(7月)。
- ②当事者ワーキンググループ(H27.12月～立ち上げ/11月に準備会実施)においては、当事者が計画相談員として支援を行うにあたって課題となっている点の提議、ピアカウンセラーおよびピアサポート事業の活用について等の情報交換を実施。次年度は、相談員がインテークをする場合において相談員としての視点から当事者としての視点に切り替えるためのきっかけ作りとしての研修企画、「利用者」ではなく「当事者」としての啓発活動およびネットワーク作りやセルフプランについての取り組みをしていきたいとの意見。

(2) 課題等

- ①計画相談員と委託相談員、サービス管理責任者との連携等について相談部会その他

部会から挙がってきており、スキルアップや連携に向けた取り組みが継続的に必要との意見。

- ②当事者がサービスの単なる「利用者」となっているのではないかと課題があるため、主体的にサービスを利用していけるような機会や場の確保、当事者の視点を相談支援専門員が知る機会の確保等が必要との意見。

6) その他の取り組み（サービス管理責任者連絡会議に向けて）

①活動状況

- ・「相談支援体制の充実のための取組と提言～相談支援の質の向上のために～」において提言のあったサービス管理責任者ネットワーク会議（仮称）に係る圏域の方針検討のため、平成 27 年 10 月に意見交換会を実施。中部圏域としては、市町村（および近隣市町村）レベルでは顔の見える事業所同士のつながり作り、圏域レベルでは業種ごとのより専門的な支援スキル向上に向けた取り組み、が必要との意見がなされている。圏域の関係機関からも児童、就労継続支援 A 型については連絡会議の発足が必要との声が挙がっている。
- ・児童領域については、平成 28 年 2 月に次年度に向けた動き（位置づけや運営趣旨、体制等）について整理するための意見交換会を開催予定。
- ・就労継続支援 A 型については、趣旨等の整理を就労部会において諮っているが整理が付かず、平成 28 年度以降に引き続き状況に応じて検討していくこととなった。

②課題等

- ・取り組みを予定している児童領域については、平成 28 年度においては自立支援連絡会議の部会における検討テーマ内に位置づけして進めていく見込みであるが、今後県の動きとしてサービス管理責任者連絡会議と圏域における連絡会議の発足の方針となる場合は、会議の仕組み作りの他、事務局の人員配置についても含めて圏域レベルのみではなく県としての枠組づくりが必要ではないか。

＜南部圏域＞

1 療育・教育部会

(1) 活動状況

- ① 発達障害支援のためのサポートノート「えいぶる」の見直しを検討するにあたり、実際に活用されている方々を対象に後日意向調査を実施するため、事前に活用者数アンケートを行ったが、部会員の把握する範囲では2名のみであった。現在16名の方にモニター依頼をしている。
- ② 発達障害児に関わる事業所や相談支援者向けに「ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングに関する研修会」を開催し、必要性・重要性について認識を深めてもらい、今後も積極的にペアトレ・ペアプロに取り組んでもらうよう周知を行った。また、ある事業所では保育所でもペアトレを実施しており、3～4回ほどの参加でほとんどの保護者の変容が窺えたとの報告があった。

(2) 課題等

- ① 南部圏域では小児の急性期・慢性期の受け皿となる病院が少なく、今後も厳しい状況となることが予想される。中間的な医療機関の体制整備は必要である。
- ② 災害時等（特に台風時）には訪問看護スタッフが日頃関わりのある範囲内で要援護者に安否確認を行っているが、実際は全体のリストがどこにあるか、どのように把握されているか分からないとの意見があった。リストは個人情報が含まれるため、各市町村や関係機関が作成・保管しているが、災害時の安否確認の流れ自体は訪問看護スタッフにも周知しておく必要がある。

2 就労部会

(1) 活動状況

発達障害者支援を行っている就労移行支援事業所職員・管理者を対象に「職場定着支援についての研修会」を開催した。職員等のスキルアップ・連携強化に繋がった。

(2) 課題等

- ① 市町村によっては、実績を出せている事業所と出せていない事業所が二極化している。新規参入事業所の定着支援に関するスキルアップのためにも研修会を企画し、参加を推進する。
- ② 就労継続支援B型事業所に係るアセスメントの取り扱い及びマニュアルが出ているが、実際は不明な点も多く、まだ利用実績がない状況である。就労移行支援事業所や委託相談支援事業所等から意見を聞き、現場に合った方法で連携し、推進していく必要がある。

3 住まい・地域支援部会

(1) 活動状況

今年度はまだ活動実績がなく、年度中に1回は部会を開催できるよう調整中。

(2) 課題等

来年度の活動目標も含め、充実した内容となるよう部会にて検討する必要がある。

4 相談支援部会

(1) 活動状況

南部圏域相談支援従事者等研修会を年4回企画、開催している。行政職員と相談支援員等のスキルアップ・情報や意見交換も行うことができた。

また、行政・委託相談・計画相談の役割や連携強化について再認識することができた。

(2) 課題等

①依頼者数に対し、委託相談・計画相談の数が少ないことが懸念されている。また、一人事業所も多く、周囲に相談ができる環境作りや、依頼者のニーズを第一とし、行政・委託相談・計画相談の三者が各々の役割を円滑に果たすことができる仕組み作りを推進していく必要がある。

②相談員の経験年数が浅く、更なるスキルの底上げを目標とし、今後も研修会を行っていく。

<宮古圏域>

1 圏域の活動状況について

圏域の連絡会に専門部会の設置はなし。多良間村の自立支援協議会の再開の目途が立って
おらず、専門部会が置けない状態が続いている。

宮古島市自立支援協議会の専門部会

相談支援部会

居住支援部会

生活支援部会

子ども支援部会

就労支援部会（平成27年度開設）

2 活動状況等の中から提起された課題等について

※多良間村が活動しておらず、宮古島市で協議されている内容を圏域の課題として捉える。

1 子ども支援部会

(1) 活動状況

①平成26年度の部会立ち上げから、地域の意識が高まり医療ケアの児童を受け入れられる児童発達支援事業所が開設され、日中のレスパイトの問題はかなり解消されてきた。

しかし、入院時の保護者負担の課題が解決されず、H27年度に検討を加え、インフォーマルサービスとして「障がい児入院時付き添い支援事業」が市の自発的活動支援事業委託事業で稼働を開始した。なお、平成28年度は「重度障がい児者コミュニケーション支援事業」として、フォーマルサービスで対応できるよう検討している。

②宮古島市バス協議会に対して、特別支援学校の生徒が現在のダイヤでは学校に向かうバスに乗り継げない点などから、バスの運行ルートや乗り継ぎのためのダイヤの改正などの要請を行った。

③発達障害児の支援に関する研修会や事例の検討を行った。

(2) 課題等

発達障害の子供たちについて保護者の受容の問題などから圏域内の実態が十分に把握できておらず、地域への啓蒙も進んでいない状態がある。今後、宮古島市の支援室ゆいとの連携も図りながら、発達障害児者への支援の組み立てを行っていく必要がある。

2 相談支援部会

(1) 活動状況

①部会内で困難事例や相談したい事例の検討を行った。相互の意見交換や助言で良好に推移した事例もあった。次年度以降、相談の基礎から応用、計画作成技術などの研修を行っていく予定。

(2) 課題等

①計画相談の進捗はほぼ100%達成。今後は計画の充実とサービス提供者との連携を強化する必要がある。計画相談は現在約650名分の計画を11カ所の相談支援事業所で

- 作成しているが、1事業所に1人の事業所も多く、相談支援専門員のスキルアップと相互のスーパーバイズ機能を強化し、相談支援専門員の負担感の軽減を図る必要がある。
- ②基幹相談支援センターでは、サービス利用計画チェック体制もパンク状態にあり、困難事例などへの対応が難しくなっている。委託相談については、年度初めに宮古島市からの委託方法や実績の評価方法、提出書類などが大きく変わった。

(3) 居住支援部会

(1) 活動状況

障害を持つ方が賃貸住宅を探すための、また、借りてから住み続けるためのサポートが必要で、居住サポート事業の実施及びニーズに即したオプションの検討を行った。

地域のアパートのオーナーへの周知方法や地域住民への理解促進について検討し、内容を居住サポート事業に盛り込むこととした。また、民間もしくは公営住宅で、入院や家族から独立した生活を体験できる場所の確保が可能かどうかの検討も行った。

(2) 課題等

現在、居住サポート事業を平成28年度の宮古島市生活支援事業に盛り込めるかの検討を行っている。

(4) 就労支援部会

福祉的就労ワーキング

(1) 活動状況

- ① 就労支援事業所のスキルアップについて検討し、サービス管理責任者及び支援員を対象としたインターシップを3月に開催を行うこととした。
- ② 就労支援事業所が一同に会する機会がこれまでなく、相互の情報提供を行い、各就労支援事業所の取り組みのなどの情報交換と、障害者雇用のメリット情報を発信していく予定。

(2) 課題等

- ① 宮古島市全体では人材不足であり、障害の状況や本人のスキルによっては、十分に雇用の機会は生まれると考えている。企業側が障害者雇用について知る機会を設けると共に、就労支援事業所が求められる人材を支援していくスキルも求められている。
- ② サービス管理責任者及び現場支援者のスキルアップ及び事業所間のネットワーク形成が必要。

一般就労ワーキング

(1) 活動状況

一般就労に対する支援者と受け入れ企業との情報交換を行った。また、障害者雇用に関する様々な助成金などの説明を行った

(2) 課題等

一般企業に障害者雇用の意識はあるが、障害者の働ける分野と企業の仕事、支援者とのかかわりなど、整理するべき点がたくさんあり、まず、相互の実態や状況を知る所から始めなければならない。3月の部会で次年度検討していく内容を整理する予定。

<八重山圏域>

1 療育・教育部会

活動状況

- (1) 障害児等療育支援事業を中心とした、島ネットワーク総合相談事業の計画と実施
- (2) 沖縄本島への進学を希望する生徒の保証人について課題整理と県療育・教育部会への提言
- (3) 重度心身障害児レスパイトケア事業についての概要説明

課題等

- (1) 障害児等療育支援事業の実施体制の再検討。
- (2) 発達障害児者支援マップの更新。
- (3) 進学時保証人についての検討の進捗確認。

2 就労部会

活動状況

- (1) 福祉保健所ホームページでの圏域の就労支援事業所PR
<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/hoken-yaeyama/fukushi/syougai Fukusi.html>
- (2) 圏域内市町の優先調達方針策定の進捗確認
- (3) 発達障害者の就労支援に係る学習会の実施
平成 27 年 10 月 7 日（水）13:00～15:00@八重山合同庁舎 1 階第 1・第 2 会議室
参加者数：40 名
 - ・沖縄県発達障がい者支援センターがじゅま～る 天久親紀氏（臨床心理士）による講話
「発達障がいの支援について」
 - ・八重山地区障害者就業・生活支援センターどりいむ所長 明静子氏による報告
「八重山地区障害者就業・生活支援センターにおける発達障がい者支援について」

課題等

- (1) 福祉就労から一般就労へのつなぎ支援の強化。
- (2) 福祉就労における工賃向上の取組み。

3 地域住まい部会

活動状況

- (1) 平成 27 年度基金 3 事業の概要説明
- (2) 地域移行・地域定着の推進に向けた課題整理
- (3) 障害者の住まい確保に関する課題整理

課題等

- (1) グループホームの確保。グループホームから地域への移行。
- (2) 本島の病院から退院してくる長期入院精神障害者の受け入れ体制づくり。
- (3) 地域移行対象者や家族の高齢化の課題。
- (4) 新コーディネータ事業の活用について。人員の確保。

4 その他

活動状況

(1) 発達障害児者支援に関する圏域別研修を実施。

平成 27 年 12 月 5 日 (土) 13:30~16:30@八重山合同庁舎 2 階大会議室

参加者数：113 名

- ・圏域内 3 市町の保健師等による発達支援の実践報告
- ・豊田市福祉事業団理事長 高橋脩氏 (児童精神科医) による講演
「八重山圏域における発達支援システムの整備と充実に向けて」

(2) 地域コミュニティによる社会資源の開発をテーマとする研修を実施予定。

平成 28 年 3 月 24 日 (木) 13:30~15:30@八重山教育事務所研修室

参加者数：60~70 名規模想定

- ・沖縄大学人文学部福祉文化学科教授 上地武昭氏による講演

(3) 圏域アドバイザー連絡会と共同で八重山圏域相談支援従事者等研修会を実施。

① 「ケアマネ手法の基本を知る~実践を通して思うケアマネジメント手法とは~」

平成 27 年 9 月 19 日 (土) 9:00~12:00@八重山合同庁舎 1 階第 1・第 2 会議室

参加者数：26 名

② 「サービス等利用計画作成のポイント~アセスメントからニーズを整理しよう~」

平成 28 年 2 月 6 日 (土) 9:30~12:30@八重山合同庁舎 2 階大会議室

参加者数：26 名 (2 月 1 日時点申込人数)

課題等

- (1) 圏域内市町の自立支援協議会の取組み推進。
- (2) 相談支援体制の強化。

メモ

2 協議事項

(1) 各部会の活動報告及び平成 28 年度の活動計画

- ① 相談支援・人材育成部会
- ② 療育・教育部会
- ③ 就労支援部会
- ④ 住まい・地域支援部会

沖縄県障害者自立支援協議会部会設置要領

平成26年4月4日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県障害者自立支援協議会運営要綱（以下「運営要綱」という。）第8条に基づき、沖縄県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）における協議を円滑かつ効率的に推進するために設置する部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(名称及び所掌事項)

第2条 部会の名称及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	所掌事務
相談支援・人材育成部会	相談支援の質の向上、相談支援専門員等の人材育成の検討
療育・教育部会	障害児者の療育及び教育の課題の検討等
就労支援部会	就労支援の課題の検討等
住まい・地域支援部会	住まい及び地域生活の課題の検討等

(役員)

第3条 部会に部会長及び副部会長をおき、部会を構成する者（以下「部会員」という。）の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故がある時は、副部会長がその職務を代理する。

(部会員)

第4条 部会員は、運営要綱第4条に掲げる者、沖縄県障害者等相談支援体制整備事業による専門職員及びそれらの者が推薦した者のうちから、障害福祉課長が依頼する。

- 2 部会員は、必要に応じて、次条で定める会議に部会員以外の者の出席を求め、部会長の許可を得て、部会員以外の者の意見又は説明を聴くことができる。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会及び障害福祉課長は、部会に対し、協議会での協議に必要な専門的事項等について、協議を求めることができる。
- 3 部会は、市町村協議会、障害者自立支援連絡会議等と連携を図るものとする。
- 4 部会の活動計画は、協議会の承認を得るものとし、部会の活動内容は、協議会へ報告するものとする。ただし活動計画に関し急施を要する場合で協議会を開くいとまがないときは、活動内容の報告のときの同意をもって協議会の承認に代えることができる。

(秘密の保持)

第6条 部会員及び構成員は、会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏らしはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第7条 第4条の規定により決定された者の任期は、2年とする。

- 2 部会員は、再任することができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月4日から施行する。

①相談支援・人材育成部会

活動報告・活動計画

1 報告事項

- (1) 初任研ワーキング
- (2) 現任研ワーキング
- (3) サビ管ワーキング
- (4) 強度行動障害ワーキング
- (5) ファシリ研修検討会
- (6) ケアマネワーキング

2 協議事項

- (1) 平成 28 年度の相談支援・人材育成部会の活動計画（案）について
 - ① 部会の開催について
 - ② 研修関係ワーキングについて
 - ③ ケアマネワーキング

- 1 報告事項（5つのワーキンググループ・検討会と、全体調整を行う2回の部会開催の報告）
- ・平成26年度に引き続き、県が実施する障害福祉の資格取得の研修の企画について、相談支援・人材育成部会が関わり、人材育成と指定・委託事業の共働、相互推進を図った。
 - ・その他、県が独自に企画・実施する研修についても、同部会で検討した。
 - ・集中的・機動的に協議する必要があるものは、ワーキンググループ（WG）や検討会を置いた。

(1) 初任研ワーキング（相談支援従事者初任者研修 WG）

資料2 P2

① 活動内容 6回のワーキングを開催

② 研修の実施状況

- ・5日課程において2つの日程（A・B日程）で開催し、ケアマネジメントの資質向上を目的とし実務経験が3年未満の申込者と、期限を過ぎての申込者を受講不可とし、95.9%の受講者決定率となっている。

	平成26年度			平成27年度		
	応募者	受講不可	修了者	応募者	受講不可	修了者
・2日課程	365人	0人	344人	385人	7人	363人
・5日課程	319人	0人	306人	295人	21人	246人
計	684人	0人	650人	680人	28人	609人

③ まとめ

- ・初任研・現任研については、今年度より指定研修事業として開催した。
- ・引き続き相談支援専門員の定着が図れるよう研修内容を充実させる。

(2) 現任研ワーキング（相談支援従事者現任研修 WG）

資料2 P3

① 活動内容 4回のワーキングを開催

② 研修の実施状況：応募者 72名、受講不可 0名、修了者 71名

③ まとめ

- ・昨年度は72名の申込に対し、実務経験年数等に応じ28名を不可としたため、今年度は多くの受講申込者を見込み、定員数を増やした（H26:50名→H27:100名）。全ての受講申込者を受け入れることが出来た。
- ・現任者、更新者を対象とする充実した内容の研修の持ち方の検討・工夫が必要

(3) サビ管ワーキング（サービス管理責任者研修 WG）

資料2 P5

① 活動内容 4回のワーキングを開催

② 研修の実施状況（5分野）

介護 103名、身体 7名、知的精神 88名、就労 168名、児童 141名、計 507名

③ まとめ

- ・身体を除き、各分野において、昨年度の2倍程度の申込者数となっており、就労・児童のほか、介護・知的精神も2回、研修を開催することで、受入体制を確保した（受講者：対前年度比176名の増）。
- ・昨年度のワーキングの持ち方を引き続け、進行管理の流れがある程度固まった。
- ・各分野のワーキングコアメンバー及び講師・演習ファシリテーター向けに、2時間半程度の研修会を開催した（修了者 34名）。

(4) 強度行動障害ワーキング（強度行動障害支援者養成研修（実践研修）WG）

資料2 P5

① 経緯

- ・強度行動障害（基礎研修・実践研修）と行動援護は、平成27年度から研修カリキュラムが同一のものとなり、合同で実施できることになった。
- ・研修内容は、基礎・実践合わせても、行動援護のものよりかなりスリム化した。

- ・厚労省としては、高い技量を持った支援者を育成するというより、行動障害の支援者が増えるように、できるだけ研修受講者を増やしたい（質より量）。

②活動内容

- ・2回のワーキングを開催
- ・本県でも「（行動障害の人に）支援してみようかな～」、「（行動障害の支援って）こうゆうことかな～」といった、かな～から入る支援で、その支援者を増やしていくこととした（かな～方式）。

③研修の実施状況

2つの指定事業者により、110人が修了予定

④まとめ

※アンケート等を基に結果をまとめる。

(5) ファシリ研修検討会（沖縄県相談支援従事者ファシリテーション研修）

資料2
P6

①経緯

- ・沖縄県の法定研修に従事されることを見込むことと、県内各地域の相談支援事業の円滑な実施に役立てる目的として実施する。

②活動内容 4回の検討会を開催した。

③研修の実施状況等：相談支援専門員等 30名

④まとめ

- ・今回は試行的な研修であるため、県外講師（岡部正文氏）を招聘して実施し、次年度以降は、サビ管向けファシリ研修と統合し、研修体系を整備する。

(6) ケアマネワーキング

①経緯

- ・相談支援体制の整備、人材育成、研修事業について継続的に協議するためケアマネワーキングを設置した。

②活動内容

- ・5回のワーキングを開催した。

③まとめ

- ・【相談支援体制の充実のための取組と提言】相談支援について、アンケート調査等を通じ課題を整理した。
 - 相談員のスキル向上、○サビ管との連携、○モニタリングの適正化これらの課題解決の方策を含め、提言にまとめ発出した。
- ・【家族向け勉強会】家族の方にとっては、計画相談についてよく周知されていないとの認識から、当事者・家族、市町村向けの勉強会を実施。資料2 P7
 - 5圏域で計600名参加予定
- ・【ピアサポーターの育成】相談支援の初期段階でのピアサポーターの活動で当事者の障害受容及び支援の円滑化が図れることから、ピアサポーターの育成・活用について協議した。
- ・【相談員のスーパーバイズ】処遇困難ケースなどについて相談支援専門員が事業所内で相談できず辞めていく状況があるため、相談支援専門員のスーパーバイズについて協議した。

2 協議事項

(1) 平成 28 年度の相談支援・人材育成部会の活動計画（案）について

資料2 P8

① 部会の開催について（※年間活動計画 工程表（案）参照）

- ・年2回開催する。
- ・各ワーキングの活動報告等を受けての必要な指示、各圏域からの課題検討、その他の全体調整

② 研修関係ワーキングについて

ア 資格取得の研修ワーキング

次の4研修について、ワーキングによる企画が人材育成と指定・委託事業の相互推進に効果的と認められるため、各々4回程度（ファシリワーキングは2回程度）ワーキングを開催する。

- ・初任研ワーキング（相談支援従事者初任者研修）
- ・現任研ワーキング（相談支援従事者現任研修）
- ・サビ管ワーキング（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修）
- ・ファシリワーキング（沖縄県障害福祉従事者ファシリテーション研修（仮称））

③ ケアマネワーキング

- ・「サビ管ネットワーク会議」（仮称）の立ち上げ（提言）及び相談支援専門員の勉強会の実施（提言）
- ・ピアサポーターの育成・活用について
- ・相談支援専門員のスーパーバイズについて
- ・就労系サビ管及び支援員の研修の企画について（就労支援部会との連携）
- ・圏域からの提案事項について

②療育・教育部会

活動報告・活動計画

I 報告事項

1. 協議した事項、活動状況について

- (1) 支援ファイルワーキングの取り組み状況について
- (2) 障害児等療育支援事業の実施に係る各圏域での連携体制について
- (3) 在宅の重度心身障害児に係る支援資源（ショートステイ、レパイトア等）について（北部・宮古圏域からの提案事項）
- (4) 沖縄本島への進学を希望する児童・生徒の保証人について（八重山圏域からの提案事項）
- (5) 診断にいたらない発達障害児（者）が療育手帳の取得ができない場合における支援について

II 協議事項

1. 平成28年度の療育・教育部会の年間活動計画（案）について

- (1) 部会の開催について
- (2) 協議事項について

I 報告事項

- ・ 県自立支援協議会、圏域自立支援連絡会議等から課題として提起されたもの、または本部会での協議が適当とされたものを協議事項として挙げ、活動を進めることとし、2回開催した。

1. 協議した議題、活動状況について

(1) 支援ファイルワーキングの取り組み状況について

(内容)

- ① 支援ファイルワーキングを5回実施（第5回はコアメンバーによる開催）。
- ② 新しい支援ファイルを「試行版」として、平成28年2月から5月まで、保護者等から意見を募り、各関係機関へは、同年2月から3月までの間、意見照会を行う予定。

(2) 障害児等療育支援事業の実施に係る各圏域での連携体制について

(内容)

- ① 各圏域での療育支援事業者が部会員になった後の取り組み状況について報告。
- ② 療育支援事業受託事業者、障害福祉課で「障害児等療育支援事業担当者会議」(H27.11.18)を開催し、意見交換を行った。
- ③ 宮古圏域からは、地域の社会資源を活用した療育支援のあり方についての検討が進められつつある。今後、他の圏域においても引き続き協議を進めていく必要がある。

(3) 在宅の重度心身障害児に係る支援資源(ショートステイ、レスパイト等)について 資料2 P12~13

(内容)

- ① 重心児対象ショートステイ、レスパイト、移動支援等の資源が少なく、家族の負担軽減が必要
- ② 看護師の体制、移動支援、運営面での手厚さが無ければ、実施できる事業所はない。
- ③ 運営面だけでなく、事業所に手を上げる意欲がないと、難しい。
- ④ 「小児慢性特定疾病児等レスパイト事業並びに介護者派遣事業」が、県健康長寿課により平成28年1月に事業化された。各圏域で実施事業所について、協議すること。
- ⑤ 八重山・宮古圏域では、県障害福祉課が所管する「レスパイト推進基金事業」の事業化を、引き続き検討すること。

(4) 沖縄本島への進学を希望する児童・生徒の保証人について

(内容)

- ① 沖縄本島への進学を希望する障害を持つ児童・生徒について、保証人確保が困難な場合に、保証人の要件緩和や、代替する社会的仕組みについて提案があった。
- ② 以前から盲学校へ進学をする話が出ていた個別事例に関連して事例検討し、全県的な問題として情報共有を行った。
- ③ 保証人を不要とする判断は、制度上困難であるが、保証人だけの問題ではなく、個別的な支援の問題についても、引き続き検討していく。

(5) 診断にいたらない発達障害児(者)が療育手帳の取得ができない場合における支援について

(内容)

- ① 各圏域における事例等により、情報共有を行う。(高等学校の出願手続き、一家全体に課題を抱えるケースについて、高機能の方々ほど支援が難しい現状等。)
- ② 発達障害の特性について、理解の乏しい相談員がいるのも多いため、事例の積み上げをおこない、今後各圏域でも情報収集をして県部会へ集約していくこととなる。

II 協議事項

1. 平成28年度の療育・教育部会の年間活動計画(案)について

資料2 P14

(1) 部会の開催について(※年間活動計画 工程表(案)参照)

- ・年2回開催する。
- ・支援ファイルワーキング(コアメンバー)の協議を継続し、支援ファイルを平成28年度上半期中に制定する。

(2) 協議事項について

- ・支援ファイルの普及方法について
- ・在宅の重度心身障害児に係る支援資源(ショートステイ、レパイト等)について
- ・障害児等療育支援事業の実施に係る各圏域での連携体制について
- ・発達障害者などを抱えた本人及び家族の支援について
- ・その他、圏域からの提起等があって協議が必要なもの

メモ

③就労支援部会

活動報告・活動計画

I 報告事項

1. 協議した事項、活動状況について

福祉的就労ワーキング

- ① 特別支援学校高等部卒業後のスムーズな就労継続支援B型の利用について（北部圏域からの提案事項）
- ② 障害者就労施設等物品の優先調達の推進について
- ③ 販路の確保・拡大について（宮古圏域からの提案事項）

一般就労ワーキング

- ① 就労支援事業所等の職員のスキル向上について（南部圏域からの提案）
- ② 企業との交流機会の創出について・障害者雇用に取り組む際の相談について

II 協議事項

1. 平成28年度の就労支援部会の年間活動計画（案）について

- (1) 部会の開催について
- (2) 協議事項について

I 報告事項

- ・圏域自立支援連絡会議等から課題として提起されたもの、または本部会での協議が適切とされた協議事項について部会（1回開催）、福祉的就労ワーキング及び一般就労ワーキング（それぞれ1回開催）で協議した。

1. 協議した議題、活動状況について

(1) 福祉的就労ワーキング

① 特別支援学校高等部卒業後のスムーズな就労継続支援B型の利用について

(内容)

- ア 直B問題について、ある政令指定都市では就労支援移行事業所の協力を得て、生徒の在学期間中は支給決定を行わないという条件のもと、職場実習体験期間中にアセスメントを実施
- イ 一方、県の特別支援学校では、職場実習体験は授業の一環として実施しており、これを就労移行支援事業所のアセスメントとみなすことは、教育課程の進行管理及び就労奨励費（交通費）などとの整理がつかないとして教育庁は認めていない（ただし、休業期間中（夏休みや卒業後）は実施可）。
- ウ 直Bにこだわる声大きい訳でもなく、進路決定のプロセス・あり方を見つめ直し、直Bでなければ何が問題なのかを改めて圏域で協議し、必要なら福祉的就労ワーキングで協議する。

② 障害者就労施設等物品の優先調達推進について

(内容)

- ア 国出先機関の発注増、県・市町村からの印刷、植栽・草刈りの依頼増など、優先調達推進法施行以来の取り組みが成果を上げている。
- イ しかし発注額は増えているのに、発注件数は減（市町村の発注量は4分の1まで減）
- ウ 今後、受注件数減の詳細を分析し、その対策を検討する。

③ 販路の確保・拡大について

(内容)

- ア インターネットを活用したり、店舗にアピールするなど積極的に販路拡大に取り組んでいる事業所があるが、島外への移送費、原材料費などが高額で工賃アップを阻害している状況がある。
- イ 商品の開発・価格設定・販路の獲得、障害者支援と経営との両立に支障をきたしている事業所がある。
- ウ バザール参加や行政との連携により受注を獲得した例もある。各圏域において販路の確保・拡大について協議し、好事例についてはモデルとして共有・実践する。

(2) 一般就労ワーキング

① 就労支援事業所等の職員のスキル向上について

(内容)

- ア 就労事業所内では、一般就労に向けた支援力の向上が必要との声があるが、現状は、支援員は離転職が多く、就労支援を行う現場で人材が育ちにくい。
- イ サビ管及び支援員のスキル向上に取り組む際には、企業とどう向き合うかを伝えることに重点を置くべき。

資料2 P16

- ウ 平成 30 年度のサビ管更新研修の実施に向け、それに先行して就労系のサビ管向けスキルアップ研修、支援員向け研修を企画していく。
- エ サビ管研修についても、これらのポイントを押さえ、内容を検討していく。
- オ また、支援員の定着率の向上に向け、事業所管理職のスーパービジョンのあり方、OJTについて検討する。

② 企業との交流機会の創出について・障害者雇用に取り組む際の相談について
(内容)

資料2
P17

- ア 県内では中小企業が大半で、法定雇用率が充足化し、新規雇用先の開拓が難しい。
- イ 多くの事業主が障害者雇用についてどこに相談するかわからず、雇用に向けた最初の一步が踏み出せない状況
- ウ 障害者雇用の相談は、ハローワーク、障害者職業センター、ナカポツの役割が大きいことから、連携して企業の求めていることを把握できるよう、圏域においてその方策を協議する。
- エ 企業の困り感の解消や、交流機会の創出を目的とした圏域単位での研修の実施を検討する。

II 協議事項

1. 平成 28 年度の就労支援部会の年間活動計画 (案) について

資料2 P18

(1) 部会の開催について (※年間活動計画 工程表 (案) 参照)

- ・福祉的就労ワーキング、一般就労ワーキングを各 2 回程度開催
- ・全体調整と圏域からの課題検討、ワーキングへの指示のため、部会を年 1 回以上開催する。

(2) 協議事項について

一般就労ワーキング

- ・就労系サビ管のスキルアップ研修、支援者向け研修等の検討について
- ・圏域単位での一般企業、特支、事業者向けの障害者雇用研修
- ・圏域からの提案事項について

福祉的就労ワーキング

- ・優先調達の推進 (受注件数減の分析等) について
- ・販路の確保・拡大について
- ・一般就労ワーキングと協働した研修企画
- ・圏域からの提案事項について

メ モ

④住まい・地域支援部会 (沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会) 活動報告・活動計画

I 報告事項

1. 協議した事項、活動状況について

- (1) 沖縄県の精神保健福祉の現状について
- (2) 平成 27 年度事業について
 - ①精神障害者地域移行支援連絡協議会 等
 - ②精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修
 - ③ピアサポートの活用
 - ④新たな財政支援制度（基金事業）
- (3) その他、地域移行ワーキングで協議したこと

II 協議事項

1. 平成 28 年度の住まい・地域支援部会の年間活動計画（案）について

- (1) 部会（連絡協議会）及び地域移行ワーキングの開催について
- (2) 協議事項について

1 報告事項

1. 協議した事項、活動状況について

- ・精神障害者地域移行支援連絡協議会：地域移行・地域定着支援体制の整備を推進するための意見聴取の場を設置
- ・平成 27 年度より同連絡協議会を住まい・地域支援部会に充てている。
- ・地域移行ワーキングを下部組織として設置し、機動的・専門的に協議
- ・連絡協議会及びワーキングを 2 回ずつ開催

(1) 沖縄県の精神保健福祉の現状について（詳細は別紙のとおり）

資料2 P20~21

- ・沖縄県の H25 の在院日数は、274.1 日で全国（284.7 日）と比較し、10.6 日少ない。
- ・1 年以上の入院患者数は 3,106 人で、入院患者全体（5,032 人）の約 6 割を占める。
- ・平成 23 年 6 月入院患者の 1 年間の退院率は 87.0%（全国：87.2%）
- ・前年度と比較し、平成 26 年度患者数は減少傾向（5,032 人→4,965 人）だが通院患者数は増加傾向（41,586 人→42,686 人）
- ・地域相談支援の利用について、H25 年度実績は障害福祉計画で設定した H29 年度見込み値より低いいため、利用に向けた取組が必要である。（地域移行：8 人→81 人／地域定着：42 人→80 人）

(2) 平成 27 年度事業について

資料2 P26

①精神障害者地域移行支援連絡協議会

2 回の連絡協議会を開催（協議事項は以下のとおり）

②精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修（イ～エについては委託により実施）

ア. 医療機関従事者向け研修

- ・日程等：11 月 27 日（金）総合精神保健福祉センター（受講者：46 名）
- ・テーマ：「精神科におけるクリニカルパス」について理解する。
- ・ねらい：多職種が連携して精神障害者の地域生活への移行及び適切な支援体制を構築

資料2
P22

イ. 多職種合同研修

- ・日程等：3 月 11 日～12 日（定員：80 名程度）
- ・ねらい：多職種の支援者を対象にお互いの相互理解を深め、今後の支援につなげる。

P23

ウ. ピアサポーター養成研修

- ・日程等：2 月 15 日（定員：40 名程度）
- ・ねらい：ピアサポーターとしての必要な基礎知識、ピアサポーター活用法について学び、活動のきっかけを作る。

P24

エ. 地域移行人材育成研修（地域移行人材育成ワーキングで企画）

- ・日程等：1 月 22 日（受講者：36 名（推計））
- ・ねらい：各圏域でキーパーソン（中核的人材）を育成（次年度：本研修を開催）

③ピアの活用（ピアサポート活用事業）（北部、中南部圏域 2 つの事業所に委託）

- ・病院、地域へピアサポーターを派遣
- ・入院患者に対する地域生活のイメージづくりや信頼関係の構築のための活動
- ・地域住民等への退院促進の理解と精神障害者の地域移行の啓発等

（平成 27 年度委託事業者）

- ・地域生活支援センターウェーブ（北部）、地域生活支援センターあいあい（中部）

④新たな財政支援制度（基金事業）

ア. コーディネーター事業

- ・目的：コーディネーターによる精神科医療機関と障害福祉サービス事業所の接着
- ・事業内容：地域相談支援（市町村）と地域移行・地域定着支援の連携
各圏域コーディネーター同士の連携及び県の地域移行支援体制整備 等

P25

（活動実績等）

- ・本島 3 圏域（北部・中部・南部）にコーディネーターを配置

- ・県地域移行ワーキング及び圏域自立支援連絡会議（部会等）への参加
- ・地域移行人材育成研修事業（ファシリテーター）や各圏域等が開催する研修講師 等
- ・今後の取組：離島圏域への配置や、各圏域の実情に応じた活動や複数配置等について検討

イ. 院内委員会支援事業

- ・院内委員会に地域援助事業者が出席し、それに対し報酬を支払った病院に対する補助
(実施状況等)

- ・7病院：596,400円（142回分）を補助金交付決定済み
- ・課題：院内委員会だけに限定した補助金の交付が使いづらいという意見がある。
- ・今後の取組：改正精神保健福祉法の改正に伴い、本人の希望により院内委員会に地域援助事業者を呼ぶ仕組みができたため、本人が望む場合に地域援助事業者が出席できるような周知が必要

ウ. 地域定着試行事業（未着手）

- ・目的：障害福祉サービス等を短期的に利用することによる、患者本人の退院意欲の喚起
(今後の取組)

- ・通りハ事業や障害福祉サービス等、他の事業との整理が必要であるため、保健所との協議やワーキング等を活用し、試行事業実施に向けた調整を進める。

(3) その他、地域移行ワーキングで協議したこと

① 沖縄県精神障害者地域移行等希望調査結果の活用について

- ・平成25年度に実施した調査について協議・検討後、市町村向けに追跡調査を実施
- ・今後は、調査結果を取りまとめ、ワーキングで内容を検討し、報告書を作成
- ・報告書は、市町村向けに地域移行支援体制整備のため、コーディネーター事業で活用

② 離島における地域移行への取り組みと課題について

- ・課題：本島の入院患者に対する退院前支援の実施の困難及び社会資源、人材の不足
- ・今後の取組：コーディネーターのあり方も含め、離島の実状に応じた支援策等を検討

II 協議事項

1. 平成28年度の年間活動計画（案）について

資料2 P28

(1) 部会の開催について（※年間活動計画 行程表（案）参照）

- ・連絡協議会として、年2回開催する。
- ・地域移行ワーキングの検討・協議結果等の報告を受けての必要な意見聴取
- ・その他、県の精神障害者の地域移行支援の取組に関すること

(2) 地域移行ワーキングの開催について

- ・年2回開催する。

(3) 協議事項について

- ・コーディネーター事業の活用について（地域移行支援体制整備について）
- ・地域定着試行事業について
- ・沖縄県精神障害者地域移行等希望調査結果の活用について
- ・ピアサポーターの活用について（養成研修及び活用事業）
- ・その他（※圏域等から課題があがったもの）

(2) 権利擁護部会（障害者差別解消支援地域協議会）の設置について

資料2 P31

① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要

区分	概 要									
制定経緯	平成18年12月に国連において採択された「障害者権利条約」について、政府は平成19年9月に署名し、条約批准に向けて国内法を整備することとし、平成25年6月に障害者差別解消法が成立し、平成28年4月1日から施行（条約は平成26年1月に批准、2月に効力発生）									
目的要旨	障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関及び事業者における障害を理由とする差別の解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進									
主要内容	1 差別を解消するための措置									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>不当な差別的取扱の禁止</th> <th>合理的配慮をしないことの禁止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・地方公共団体等</td> <td>法的義務</td> <td>法的義務</td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td>法的義務</td> <td>努力義務</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	不当な差別的取扱の禁止	合理的配慮をしないことの禁止	国・地方公共団体等	法的義務	法的義務	事業者	法的義務	努力義務
	区 分	不当な差別的取扱の禁止	合理的配慮をしないことの禁止							
	国・地方公共団体等	法的義務	法的義務							
事業者	法的義務	努力義務								
2 国、地方公共団体等における職員対応要領の策定										
3 差別を解消するための支援措置 ○相談及び紛争防止、解決の体制整備 ○啓発活動 ○情報の収集、整理及び提供 ○障害者差別解消支援地域協議会の設置										

② 障害者差別解消法における国、地方公共団体、事業者への適用一覧

条文	内 容	国	地方公共団体	事業者
3条	必要な施策の策定、実施	義務	義務	—
5条	施設の改善、設備の整備、関係職員への研修	努力義務	努力義務	努力義務
6条	基本方針の策定	義務	—	—
7条	障害を理由とする不当な差別的取扱の禁止	義務	義務	義務
8条	社会的障壁の除去の実施に必要な合理的配慮	義務	義務	努力義務
9,10条	職員対応要領の策定	義務	努力義務	—
11条	事業者向け対応指針の策定	義務	—	—
14条	相談、紛争の防止・解決のための体制整備	図る	図る	—
15条	啓発活動	行う	行う	—
17条	障害者差別解消支援地域協議会の設置	できる	できる	—

※県共生社会条例との関係

法施行後も、地域の実情に即した既存条例（上乗せ・横出し条例含む。）は引き続き効力を有し、新たに制定することも制限されない。また共生社会条例と差別解消法の規定関係において、条例に規定する事務を行うことで、法の規定する事務の実施としてみなすことができるものがあり、国もモデル事業紹介でその考え方を示している。

③ 権利擁護部会（障害者差別解消支援地域協議会）の設置の必要性について

ア 法の規定

（障害者差別解消支援地域協議会）

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

イ 地域協議会の協議内容（国の手引きより）

- (ア) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- (イ) 関係機関等が対応した相談事例の共有
- (ウ) 障害者差別に関する相談体制の整備
- (エ) 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- (オ) 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- (カ) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

※個別事案ごとに差別か否かの判定や違法性の裁決を行ったり、斡旋、調停、仲裁等による紛争解決自体を行うものではない。

ウ 県地域協議会の設置の必要性について

県と国の機関、関係団体が地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、県地域協議会を設置する必要がある。

また、差別解消法に関するPRや、市町村地域協議会のモデルとして、県が率先して取り組む必要がある。

エ 設置方法

(ア) 組織形態（国の手引き）

特別な決まりはない。単位（都道府県・市町村）、規模によって異なり、地域の実情に応じてさまざま。※既存の会議体に協議会の機能を付加する方法もある。

(イ) 先進県の例（広島県）

地域協議会の役割や既存組織との関係性を踏まえ、障害者総合支援法の規定により設置されている広島県障害者自立支援協議会の専門部会として設置している。

(ウ) 沖縄県の設置方法（案）

国の手引き及び広島県の事例を参考に、沖縄県障害者自立支援協議会の部会として設置する。名称は、「権利擁護部会」とし、協議内容は、差別解消法（共生社会条例に規定する内容が含まれる）の地域協議会のそれとする。

加えて、障害者虐待防止法に関する関係機関との連携体制の構築のための内容について、協議できるようにする。

（※後段は、厚労省部長通知による自立支援協議会の機能）

(エ) 構成員の考え方（案）

- ・国の手引きを基とし、分野ごとに適当な人数を置く（計15人程度）。
- ・分野は、次のとおりとする。
学識経験者、障害者当事者団体（三障害）、教育、福祉、医療・保健、事業者、法曹、国行政機関、県行政機関
- ・各分野で、全県的な活動を行っている団体の代表等とする。
- ・障害者の権利擁護に関し、業務として関わりのある団体を選出し、協議等に関係する事案が提起され、その共有等ができるようにする。

**沖縄県障害者自立支援協議会 権利擁護部会（差別解消支援地域協議会）
構成員名簿（案）**

	分野	氏名	所属・職名	備考
1	学識経験者			社会福祉学科関係
2	障害者当事者団体			知的障害
3				精神障害
4				身体障害 (県障害者社会参加推進センター、 障害者110番)
5	教育			特別支援高等学校の代表
6	福祉			障害者職業センター関係
7				沖縄県福祉サービス運営適正 化 委員会
8				相談支援関係
9	保健・医療			医師
10	事業者			県商工会議所関係
11				中小企業関係
12				運輸関係
13	法曹			弁護士
14	国行政機関			労働局関係
15	県行政機関		教育庁県立学校教育課	
16			子ども生活福祉部 障害福祉課 課長	
事務局				
1	圏域アドバイザー			
2				
3				
4				
5	障害福祉課		計画推進班 班長	
6			計画推進班 主査	
7			地域生活支援班 班長	
8			地域生活支援班 主査	
9			事業指導支援班 班長	
10			事業指導支援班 主査	